2026年度に高等専門学校第4学年に進級予定又は、大学・短期大学・専修学校(専門課程)に進学予定の奨学金を希望する高等専門学校3年生の皆さんへ

給付奨学金案内

(高等専門学校3年生向け)



- ・この冊子では、原則として返還が不要な奨学金について、予約採用(進学前の申込み)を前提として説 しています。
- この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込みを行ってください。
 また、父母等あなたの生計を維持している方にもこの冊子を読んでもらい、給付奨学金制度の内容及び あなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。



※この冊子では、高等専門学校第4学年への進級及び大学・短期大学・専修学校(専門課程)への進学を「進学」と表記しています。

知っておいてほしいポイント

◆給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、<u>国の高等教育の修学支援新制度のひとつ</u>として、原則返す必要のない奨学金を支給するものです。この制度は意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう定められました。

※授業料・入学金の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。詳細は、進学先 決定後に進学先の学校に問い合わせてください。

◆給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、受け取ったお金を返すことが必要になることがあります。

◆対象となる進学先

国又は地方公共団体が、給付奨学金の対象であることを確認した学校です。 確認を受けていない学校へ進学した人は、本冊子で案内する給付奨学金の利用はできません。

◆支給額の見直し

毎月の支給額は、本人及び生計維持者の前年の所得金額に基づき、毎年度10月に見直しがあります。

◆進学前には振り込まれません!

奨学金は、 進学後に振込みが始まります。

◆学校からの指示にしたがいましょう

申込手続きは学校を通じて行うため、学校の指示にしたがって手続きを進めましょう。 学校が定める期限を守らない場合、申込みが認められない可能性があります。

◆マイナンバーはインターネットから日本学生支援機構に直接提出します。

奨学金の選考に必要なマイナンバーは、インターネットから日本学生支援機構に直接提出します。 マイナンバーをコピーした書類を郵送したり、学校へ提出したりしないように注意しましょう。

あなた・・・・・・奨学金を申し込む学生本人 JASSO・・・・・日本学生支援機構
大学等・・・・・・高等専門学校(第4学年以上)、大学、短期大学、専修学校(専門課程)
生計維持者・・・・あなたの生計を維持している人で原則としてあなたの父母(詳細は7ページ)
採用候補者・・・・予約採用を申し込んで選考に通った人
スカラネット・・・ インターネットで申込情報の入力・送信や選考結果の確認などを行う専用サイト
マイナンバー・・・マイナンバー法(番号利用法)に基づき日本国内に住民票を有する全住民に交付されている 番号
受付番号・・・・・スカラネット入力後に発行される16桁の番号
社会的養護を必要とする人・・・満18歳となる前日に(満18歳となる前々日以前に申し込む場合は申込時点で) 児童養護施設等(※1)に入所して(養育されてまたは一時保護されて)いた人(※2)
 ※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親 ※2 高校等を卒業することにより、満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所(養育・一時保護)の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する(養育・一時保護される)こととなった人も含む
奨学金確認書兼地方税同意書 ・ ・ 奨学金確認書 兼 地方税情報の取扱いに関する同意書 兼 個人信用情報の取扱いに関する同意書 兼 個人信用情報の取



I 給付奨学金の制度 ①対象機関(確認大学等)

給付奨学金の採用候補者となった人が進学して奨学金の支給を受けられるのは、下表で対象としている国内 の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体が給付奨学金の対象であることを確認した学校(確認大学等)で す。ただし、正規の学籍で在籍する場合に限ります(「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です)。



給付奨学金を利用する際は、進学予定の学校が対象と なっているか確認しましょう。

◎国又は地方公共団体から確認を受けた学校の一覧 (文部科学省ホームページ) https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



(表内の記号の意味)・・・ ○:支給対象 ×:支給対象外△:支給対象か否かは進学先ごとに異なる

	支給の可否		
古华声明尚坊	4・5年生		0
同守守口子仪		専攻科(※1)	Δ
	学部・学科		0
大学		通信教育課程·放送大学(※2)	0
		専攻科・別科	×
	学科		0
		通信教育課程(※2)	0
		専攻科(※1)	Δ
		別科	×
市 体 学 坊	専門課程(*3)	0
马阿子仪		通信教育課程(※2)	0

(※1) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限ります(予約採用ではなく在学採用の対象)。

(※2)通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関らず、年に一度、年額が一括支給されます。

(※3) 専修学校高等課程、一般課程、附帯教育は対象外です。

海外の大学等へ進学する場合は対象外です。

Π

Ш

VII

進学後の手続き

- 給付奨学金の制度

Ⅲ 必要書類の準備

Ⅳ スカラネット入力

給付奨学金の制度 ②申込資格

2026年度に高等専門学校第4学年に進級又は大学等へ進学する希望を持っていて、次の<u>いずれかに該当</u> する人が申し込めます。過去に大学等へ進学し給付奨学金の支給を受けたことがある人は、再度申し込むこ とができません。

	申込みできる人	注意点
に在籍中の人	申込時点で高等専門学校3年生の人	
在籍していない人高等専門学校に	高等専門学校第3学年を修了後2年以内の人	・既に第4学年に進級した人は含みません。

外国籍の人へ

Ι

外国籍の人は、上記の申込資格を満たし、次の(1)~(6)のいずれかに該当する人であれば申込みができま す。なお、申込資格のない在留資格の人が、「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は申込みを しても採用されません。申込みにあたっては、在留資格等の証明書類の提出が必要です。詳細は26ページをご 参照ください。

条件
法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入 国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)に定める法定特別永住者を指します。
将来永住する意思がある人
①12歳に達した学年の末日までに日本国に入国した人
もしくは日本国の小学校*3を卒業した人
②日本国の中学校*3を卒業した人
③日本国の高校等*3を卒業予定又は卒業した人
④大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人

★1 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)の定めによります。

★2 申込時点で在留期間が経過している場合、在留資格の証明書類に加え、在留資格更新中であることを示す書類の提出が必要です。

★3 学校教育法第1条に規定する小学校・中学校・高校のことをいいます。
 ※その他根拠法令等はJASSOホームページをご参照ください。
 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/yoyaku.html



進学後に申込資格がないことが判明した場合は、奨学金の採用を取り消します。また、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

給付奨学金の制度 ③選考基準(学力基準・家計基準)

給付奨学金に採用されるには学力基準と家計基準のすべてを満たしている必要があります。

<u>1. 学力基準</u>

Τ

申込時点で次の(1)又は(2)の<u>いずれか</u>に該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。 (1)高等専門学校における第1学年から申込時までの評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること^(※1)

(2) 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、入学しようとする大学等における学修意欲を 有することが確認できること^(※2)

(※1)評定平均による5段階評価をしていない学校にあっては、これに準ずる学習成績。

(※2)学修意欲の確認は、高等専門学校において、面談の実施又はレポートの提出等により行います。

学力基準を満たしているかの確認は、在籍(修了)されている学校で行います。

<u>2. 家計基準</u>

あなたと生計維持者(7ページ)について、次の「(1)収入基準」及び「(2)資産基準」の<u>すべてに</u>該当 する必要があります(該当しない場合は採用されません)。

(1) 収入基準

提出されたマイナンバーにより2024年(1月1日から12月31日)の収入に基づく2025年度住民税情報 により算出された支給額算定基準額(※1)が下表に該当するか判定します。 2025年中に減収(失業等)があっても状況を鑑みることはできません。

- (※1) 支給額算定基準額^{*1} = 課税標準額 ×6% (市町村民税調整控除額+市町村民税調整額)^{*2}
 (100円未満切り捨て)
 - ★1 市町村民税所得割が非課税の人はこの計算式にかかわらず支給額算定基準額がO円となります(以下の例外を除く)。
 ・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町 村民税の減免は、支給額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっていても、支給額 算定基準額はO円にならない場合があります。
- ★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額+市町村民税調整額)に3/4を乗じた額 となります。

支援区分	収入基準					
ᄷᅚᇊᄼ	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること					
第1区刀	具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満であること					
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること					
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること					
第Ⅳ区分	ちちたとチジ後はそう社会路路や甘港路の今辺が51,200月21ト151,500月土港がちろっと					
(※2)	めなたと主計補持有の文和領算定基準領の百計から1,300円以上154,300円末向でめるとと					
(※2) 笛M	(※2) 笹N区分については、9ページをご確認ください					

※2) 第Ⅳ区分については、9ページをご確認ください。

進学前離職の特例措置について

給付奨学金を希望する人が、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減 少が見込まれる場合、進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。

詳細はJASSOホームページをご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/sinngakumaerisyoku.html



Π

申込内容の確認

N

Ⅵ 申込後

M

進学後の手続き

【参考】 収入・所得の上限額の目安

表中の金額はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

							<u>ゼ・カ円)</u>		
世帯	想定する世帯構成	(★)が給与所得者(会社員等)の世帯(年間の総収入金額)			(★)が給与所得者以外(自営業者等)の世帯(年間の所得金額)				
人数	Ż	第I区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第I区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	あなた、親①(★)	207	298	373	630	135	192	245	439
3人	あなた、親①(★)、 中学生	221	298	373	630	147	196	250	443
4人	あなた、親①(★)、 親②(無収入)、 中学生	271	303	378	635	182	212	287	475
4人	あなた、親①(★)、 親②(給与所得者)、 中学生	親①:221 親②:115	親①:242 親②:155	親①:320 親②:155	親①:587 親②:155	親①:147 親②:115	親①:148 親②:155	親①:201 親②:155	親①:403 親②:155
5人	あなた、親①(★)、 親②(パート)、 大学生、中学生	親①:321 親②:100	親①:395 親②:100	親①:461 親②:100	親①:698 親②:100	親①:217 親②:100	親①:277 親②:100	親①:353 親②:100	親①:530 親②:100

給与を受けている場合は、年間の総収入金額(源泉徴収票における「支払金額」欄)、商店・農業等自営業を営んでいる 場合は、年間の所得金額(確定申告書における「所得金額」)の目安となっています。

※支払金額…各種保険料等を差し引く前の総収入金額 ※所得金額…売り上げから経費を差し引いた金額

あなたが2025年1月1日時点で16~18歳であり、あなたに市町村民税が課税される程度の収入(所得)がないものとして計算しています。

収入基準に該当するか調べるには・・・

【進学資金シミュレーターで試算する】

JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおおよその目安として確認できます。

※本シミュレーションの結果は、入力された情報等をもとに試算した結果によるものであるため、シミュレー ション結果と実際の選考結果に差異が生じる場合があります。あらかじめご承知おき下さい。

【課税(所得)証明書で調べる】

市区町村役場で取得できる令和7年度課税証明書(自治体によっては所得証明書)を用いて、 より具体的に支給額算定基準額を試算することができます。詳細は、JASSOのホームページ をご確認ください。

(2) 資産基準

スカラネット入力時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が基準額 5,000 万円未満であることが必要です。基準額以上の場合、給付奨学金は支給されません。

●資産の対象となるもの

- ・現金やこれに準ずるもの(退職金含む。投資用資産として保有する金・銀等)
- •預貯金(普通預金、定期預金)、有価証券や投資信託(株式、国債、社債、地方債等) ※少額投資非課税制度(NISA)による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。
- 満期や解約により現金化した保険
 ※住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

●資産の対象とならないもの

- ・土地、建物等の不動産
- ・満期、解約前の保険の掛け金・貯蓄型生命保険や学資保険

Ш

必要書類の準備

Π

参考資料

6

v

I 給付奨学金の制度 ③選考基準(学力基準・家計基準)(続き)

生計維持者

生計維持者とは、原則あなたの父母(父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人 (たとえば祖父母等))となります。家計基準については、あなたと生計維持者の収入をもとに判定します。 以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。 より詳しい情報についてはJASSOホームページに掲載の「生計維持者について」

「生計維持者に係るQ&A」も併せて確認してください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html



1	父母ともにいる場合	生計維持者
ア	父母と同居・別居(一人暮らし)	
イ	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※専業主婦(主大)、無職無収入の場合でも生 計維持者となります。

2	父母が離婚調停中	生計維持者
ア	父母が離婚調停中	父母(2名) ※離婚調停中でも原則は父母となります。
1	父母が離婚調停中(父又は母は別居しており、あ なたへの支援が一切ない)	あなたの生活を支援する父又は母(1名)

3	父母が離婚	生計維持者
ア	父母は離婚しており、父又は母(いずれか一方) と同居している	同居している父又は母(1名) ※あなたと別居している父又は母から日常的 に金銭的支援を受けている場合は父母2名 になります。
1	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手(2名) ※再婚には事実婚も含みます。

4	父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明	生計維持者		
ア	父又は母と死別(再婚していない)	左に該当しない父又は母(1名)		
1	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人 暮らしをしている	主に支援をしている親族(1名) ※支援をしている人が複数人であっても、主た る人1名となります。		
ウ	父又は母が意識不明(精神疾患含む)により意思 疎通ができない	意思疎通できる父又は母(1名)※意思疎通できない父又は母は生計維持者に 含みません。		

5	あなたが生計維持者となる場合(独立生計)	生計維持者				
ア	あなたが社会的養護を必要とする人(1ページ) に該当する場合	あなた(1名)				
(*	(※1)父母が専業主婦(主夫)、無職無収入であっても生計維持者としての申告が必要です。					
(※)	(※2) 生計維持者が1人(独立生計者を含む)である場合や父母以外の場合、その事実関係が確認できる証					

明書の提出を後日求めることがあります。

Ш

Ⅶ 進学後の手続き

Ш

N

M

参考資料

給付奨学金の制度 ④奨学金の支給金額

1. 一般の課程(通信教育以外の課程)

Ι

支給が認められた年月から正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分(第I~IV区分:5ページ)に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)等により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

世帯の所得金額に基づく区分		国纪	公立	私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
	第I区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
高等専門学校	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
(4~5年生)	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円
	第IV区分 ※多子世帯に限る	4,400円 (6,500円)	8,600円	6,700円 (8,800円)	10,900円
	第I区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
大学・短期大学	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
専修学校(専門課程)	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	 12,800円 (14,200円)	25,300円
	第IV区分 ※多子世帯に限る	7,300円 (8,400円)	16,700円	9,600円 (10,700円)	19,000円

(※1)以下のいずれかに該当する人は、カッコ内の金額となります。

・生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護(扶助の種類を問いません)を受けている生計維持者 と同居している人

 ・社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人 なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用(家賃)を支払いながら通学している 場合は、学校までの通学距離・時間にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

(※2)独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

(※3) 自宅通学・自宅外通学については、10ページをご確認ください。

(※4)多子世帯については、9ページをご確認ください。

2. 通信教育課程

正規の卒業年度まで、給付奨学金の支援区分(第 I ~IV区分:5ページ)に応じて、右表の金額(年額) が原則として年1回振り込まれます。

※授業形態(印刷教材、スクーリング、放送大学、メデ ィア)、学校の設置者(国公立・私立)、通学形態 (自宅通学・自宅外通学)による金額の違いはありま せん。

支援区分	(国公立・私立/自宅・自宅外共通)
第I区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円
第IV区分 ※多子世帯に限る	12,800円

【多子世帯の支援について】

「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が3以上であり、かつあなたが生計維持者 に扶養されている場合をいいます。

- あなたが奨学金申込時に入力した生計維持者の扶養親族(21ページ参照)のうち生計維持者の子どもに該当する者の数
- あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における扶養親族の数の合計
 ※市町村民税情報における配偶者は扶養親族には含まれません。
- ※生計維持者のいずれかが2025年1月1日時点で海外居住だった場合は確認方法が異なります。 ホームページをご確認ください。
- ※多子世帯に属していて資産額の合計が3億円未満の人のうち、収入基準が第IV区分を超えている場合又 は資産額の合計が5,000万円以上の場合は給付奨学金は支給されませんが、授業料等減免の対象になり ます。

【第Ⅳ区分の支援について】

(1) あなたが多子世帯に属している場合

給付奨学金として、進学先の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)等により 定まる8ページの表の金額が支給されます。また、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合 には、第 I 区分と同額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

(2) あなたが多子世帯に属しておらず、私立学校の理工農系の学科等に進学した場合

給付奨学金の支給額はO円となりますが、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、 授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

(3) 上記(1)・(2) いずれにも当てはまらない場合

給付奨学金を受けることはできず、授業料等減免の認定も受けることができません。

<参考>修学支援新制度 第Ⅳ区分イメージ



注1 対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページにて確認してください。 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm

注2 あなたが多子世帯に属しており、私立学校の理工農系の学科等へ進学した場合には、(1)の支援になります。

Π

N

M

申込後

V 書類の提出

申込後

M

VII 進学後の手続き

参考資料

④奨学金の支給金額(続き) I 給付奨学金の制度

自宅通学・自宅外通学とは(進学後に審査があります)

- 「自宅通学」とは、あなたが生計維持者(父母等)と同居している(又はこれに準ずる)状態のことを いいます(生計維持者が単身赴任等により、一時的に別居している場合も自宅通学扱いになります)。
- 「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをい います。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下①~⑤のいずれかに該当している 必要があり、満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額 に変更されます(※1)。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が居住にかかる費用(家賃)を支払いながら通学している場合は、以下の①~⑤の要件にかかわらず自宅外月額を申請する ことができます。
- ・進学届で「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は「自宅通学」の支給月額が振り込まれます(※ 2)。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類(アパートの賃貸借契約書のコピー 等)を期限までに提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日にお いて「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。ただし、定められた期限ま でに不備のない書類の提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更し ます。
- 実家(生計維持者いずれの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)
- ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③ 実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の 運行本数が1時間当たり1本以下(目安)
- ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

◆「自宅外通学」の条件や証明書類については、JASSOホームページでも併せて確認してください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/zitakugai.html

- (※1) 自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額の支給を受けていた場合、自宅通学となった時点にさかのぼって 月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みがなくなる場合があるほか、調整 ができない場合は返金していただくこともあります。また、自宅外通学であることを偽った場合は、不正に得た金 額の最大 1.4 倍を返金いただくことがあります。
- (※2)進学先が定める期限までに「自宅外通学」であることの証明書類等を提出し、かつ、進学届で「自宅外通学」を選 択した人は、所定の期限までに JASSO での書類審査が不備なく終了した場合、当初から自宅外月額が振り込ま れることがあります。

▲ 国費による給付金との併給制限

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、あなたが国費による給付金(※)を受けている間は 給付奨学金の支給が止まります。

※国費による給付金とは、高等職業訓練給付金、職業転換給付金(訓練手当)、訓練延長給付、技能習得手当及び 寄宿手当、教育訓練支援給付金、職業訓練受講給付金を指します。詳しくは、文部科学省ホームページ掲載に 資料(「他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の併給調整について」)を参照してください。



上記以外の、国費に依らない他団体の奨学金との併用は認めています。 ただし、相手方が認めていない場合が ありますので、併用を希望する奨学金の実施団体に確認してください。

給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額 З.

高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免(46ページ))を受ける人が、併せて第一種奨学金 の貸与を受ける場合、第一種奨学金の借りられる金額が調整されます(振込額がO円になる場合があります)。 これを併給調整といいます。給付奨学金の支給を受けている期間中は下の表のとおり、あなたが選択した月額か ら調整(減額又は増額)されることになりますので注意してください。給付奨学金が自宅通学の場合、第一種奨 学金も自宅通学の月額になります。

給付奨学金と第一種奨学金が同月に新規採用となる場合は、初回振込から併給調整がかかります。異なる月に 採用となる場合には、併給調整後の振込額で精算処理(相殺)を行いますが、精算処理ができない場合(調整後 の月額がO円の場合等)は諸規程の定めに基づき貸与終了後の返還と併せて返還していただくことがあります。

尚抃拜则。			第一種奨学金の貸与月額(調整後)									
	子仪性別・		国公立		私立							
給り奨学金の区分			自宅通学自宅派学自宅外通学自宅通学		自宅外通学							
	第I区分		7,900円 (5,600円)	の円	O円	0円						
	第Ⅱ	区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	O円	O円						
局寺 専門学校	第Ⅲ	区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円						
(昼間部)		多子世帯	21,000円 (24,900円)	22,800円	O円	O円						
	第Ⅳ区分	理工農系	併給調整なし (※3)	併給調整なし (※3)	20,000円、33,500円 (20,000円、30,000円、40,500円)	20,000円 30,000円 40,500円						
	第I	区分	O円	の円	O円	の円						
	第Ⅱ	区分	O円	の円	O円	O円						
大学	第Ⅲ区分		20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円						
(昼間部)		多子世帯	O円	の円	O円	O円						
	第Ⅳ区分	理工農系	併給調整なし (※3)	併給調整なし (※3)	20,000円、34,500円 (20,000円、30,000円、44,500円)	20,000円 30,000円 44,500円						
	第I	区分	O円	の円	O円	O円						
	第Ⅱ区分		3,800円 (7,100円)	の円	O円	の円						
短期大学	第Ⅲ区分		24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円						
(昼間部)		多子世帯	5,200円 (10,100円)	1,800円	O円	O円						
	第Ⅳ区分	理工農系	併給調整なし (※3)	併給調整なし (※3)	20,000円、30,000円、40,000円 (20,000円、30,000円、47,000円)	20,000円 30,000円 47,000円						
	第I	区分	1,900円 (3,800円)	O円	O円	O円						
主体学校	第Ⅱ	区分	16,200円 (19,500円)	O円	O円	O円						
守修学校 (専門課程)	第Ⅲ	区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円						
(昼間部)		多子世帯	23,800円 (28,700円)	20,400円	0円 (100円)	O円						
	第Ⅳ区分	理工農系	併給調整なし (※3)	併給調整なし (※3)	20,000円、30,000円、40,700円 (20,000円、30,000円、47,700円)	20,000円 30,000円 47,700円						

(※1)以下のいずれかに該当する人は、カッコ内の金額となります。

・生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護(扶助の種類を問いません)を受けている生計維持者と同居している人

・社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人

(※2)進学後、給付奨学金の手続きで「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなることがあります。 そのため給付奨学金における「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、併給調整後の振込額で精 算処理(相殺)ができる場合は、JASSOにて併給調整を行います。精算処理ができない場合(調整後月額がO円の場合等)は諸規程 の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。

(※3)併給調整がされない通常の貸与月額については、JASSOホームページでご確認ください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2018ikou.html



(※4)給付奨学金は毎年支援区分の見直し(44ページ)を行います。見直しの結果、支援区分に変動が生じた場合、併給調整後の第一種奨学 金の貸与月額も変動することがあります。支援区分の対象外となった場合、第一種奨学金は併給調整なしの月額を利用できます。

Ш

VII

進学後の手続き

【多子世帯支援拡充の対象者に係る第一種奨学金の利用可能貸与月額】

あなたが多子世帯に属している場合は、下の表のとおり第一種奨学金の貸与月額が調整されます。

	学校種別・	国2	这	私立			
給	対奨学金の区分	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学		
高等 専門学校 (扇間部)	第I区分(多子世帯)	7,900円	0円	0円	O円		
	第Ⅱ区分(多子世帯)	13,700円	8,600円	O円	O円		
	第Ⅲ区分(多子世帯)	19,500円	20,000円	O円	O円		
	第Ⅳ区分(多子世帯)	21,000円	22,800円	O円	O円		
	多子世帯(※1)	25,400円	20,000円 31,400円	O円	1,600円		
	第I区分(多子世帯)	O円	О円	О円	O円		
大学	第Ⅱ区分(多子世帯)	O円	О円	О円	O円		
	第Ⅲ区分(多子世帯)	O円	O円	O円	O円		
	第Ⅳ区分(多子世帯)	O円	O円	O円	O円		
	多子世帯(※1)	300円	6,300円	O円	5,600円		
	第 [区分(多子世帯)	O円	О円	О円	O円		
	第Ⅱ区分(多子世帯)	O円	О円	O円	O円		
短期大学 (昼間部)	第Ⅲ区分(多子世帯)	2,700円	O円	O円	O円		
	第Ⅳ区分(多子世帯)	5,200円	1,800円	О円	O円		
	多子世帯 (※1)	12,500円	18,500円	1,300円	8,300円		
	第 [区分(多子世帯)	1,900円	О円	О円	O円		
吉梅兴士	第Ⅱ区分(多子世帯)	11,600円	О円	О円	O円		
専修学校 (専門課程)	第Ⅲ区分(多子世帯)	21,300円	14,800円	О円	O円		
(迴间部)	第Ⅳ区分(多子世帯)	23,800円	20,400円	O円	O円		
	多子世帯(※1)	20,000円 31,100円	20,000円 37,100円	3,800円	10,800円		

(※1) これに該当する者は、給付奨学金は支給されませんが、授業料等減免の支援により、利用可能額が調整されます。所得に関わらず、資産額が5,000万円以上3億円未満であることにより授業料等減免のみの支援となる者も同額となります。

 (※2)生活保護(扶助の種類は問いません)を受けている生計維持者と同居している人、また、通信教育課程、夜間部(昼夜課程を除く)に 在籍している人の貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額になります。
 詳細はJASSOのホームページをご確認ください。
 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/heikyutyosei/index.htm] Ι 給付奨学金の制度

申込内容の確認

Π

∨ 書類の提出

Ⅵ 申込後

12

I 給付奨学金の制度 ⑤奨学金の支給方法

給付奨学生となるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。進学までに利用できる振込先の口座を 開設しておいてください。奨学金振込口座の名義人氏名とあなたのカナ氏名が同一であることが必要ですの でご注意ください。なお、給付奨学金と貸与奨学金に同時に採用された場合、奨学金の種類ごとに振込口座 を分けることはできません。

1. 取扱金融機関

	利用できる	利用できない		
		農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行(楽		
今頭地眼	日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、信	天銀行・住信SBIネット銀行・ソニー銀行・PayPay銀行・		
立即的成时	用金庫、労働金庫、信用組合(一部を除く)	auじぶん銀行・セブン銀行・イオン銀行等)、その他一部		
		の銀行(SBI新生銀行・あおぞら銀行等)		
교교	オータ美の英语語令(通常時令)口应	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、		
	平八石我の日週頃並(通吊灯並) 口座	休眠口座		

2. 奨学金振込日

初回振込日は大学等への進学後で、具体的には「進学届」(44ページ)の提出時期により異なります。

・進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。

・下表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。

・初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。

・進学届の提出時期は進学先にご確認ください。

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
4月分	4月21日	5月分	5月16日	左記以外の月	毎月11日

▲ 奨学金振込口座について

奨学金振込口座は、あなた(申込者本人)のカナ氏名と口座名義人氏名が同一であることが必要です。 奨金振込口座とスカラネット入力したカナ氏名が一致しているかご確認ください。

給付奨学金に関するよくある質問

Q1. 学業成績や家計の経済状況に関する基準を満たしていれば必ず給付奨学生に採用されますか。

- A1. 提出書類等の手続きに不備がなく、家計や学業その他の要件を全て満たしていることが確認できれば、給付奨学生の採用候補者となります。給付奨学生採用候補者となった人は、確認大学等に進学して所定の手続きをとることにより給付奨学生として採用されます。
- Q2. 給付奨学生に採用されたら、進学先の学校を卒業するまで、給付奨学金の支給を受けることができますか。
- A2. 給付奨学生に採用された後は、定期的に基準を満たしているか審査(適格認定)を受けることになります。学業に 関する適格認定は毎年1回(学年末※)行われます。基準を満たさない場合は支給が止まることがあり、やむを得 ない理由がなく学業成績が著しく不振な場合などは、支給した金額の返還が必要になることがあります。また、家 計基準の適格認定は、毎年審査を受けることになり、結果は10月分の支給から反映されます(44ページ)。 ※高等専門学校や短期大学、修業年限が2年以下の専門学校においては年2回(学年の半期ごとに)実施されます。

このほかにも JASSO ホームページによくある質問を掲載しています

Π

申込内容の確認

参考資料

VI

申込後

Π

申込内容の確認

Ш

必要書類の準備

№ スカラネット入力

V

書類の提出

V 申込後

①準備 Ⅱ 申込内容の確認

申込みにおいて申請・申告する内容の説明を読みながら確認し、太枠内の設問に記入・選択してください。

1. 期限・提出先の確認 🦉 🖵

予約採用の申込みには、スカラネット(インターネット)での入力、「奨学金確認書兼地方税同意書」の提 出及び(対象者のみ)必要書類の提出が必要です。

「スカラネット(インターネット)での入力」及び「(該当者のみ)必要書類の提出」の期限は学校が定 めます。学校へ期限を確認し以下にメモしてください。

 スカラネット入力期限(マイナンバー掛け) 	月	Β	
 JASSO へ簡易書留で郵送する書類 (「奨学金確認書兼地方税同意書」) 	提出期限	マイナンバー提出完了後1週間	引以内
 ● 学校へ提出する書類 <u>※該当者のみ</u> (「奨学金確認書兼地方税同意書」<u>以外</u>) 	提出期限	月	⊟

<u>2. ID・パスワードの確認</u>

スカラネットにログインするには、2組のIDとパスワードが必要です。

- 「ユーザ | D」・「パスワード」・・・学校から配付されます。(学校ごとにちがいます)
- 「申込丨D」・「初期パスワード」
 - ・・・「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載されています(一枚一枚ちがいます)。

学校から配付される	ユーザID		
識別番号	パスワード		
「奨学金確認書兼地方税同	申込丨D	Y D 2 5	
意書」に記載	初期パスワード		
あなたが設定	変更後パスワード		

スカラネットにログインして申込内容や選考結果を確認するときに、申込IDとあなたが変更したパスワードが必要 です。忘れてしまったときはスカラネットに登録したメールアドレスを使って申込IDの確認やパスワード再設定を 行うことができます(34ページ)。

3. 申込完了後の受付番号

スカラネットで申込みが完了すると、16桁の受付番号が発行されます。奨学金の申込みにおいてあな たを特定する重要な番号になりますので、忘れないようメモしておきましょう。



Ⅱ 申込内容の確認 ①準備(続き)

4.【重要】メールアドレスとメールアプリ等の準備

(1) メールアドレスの準備

スカラネットへの初回ログイン時にメールアドレスを登録します。

以下の場合にメールで通知します。利用可能なメールアドレスを準備しましょう。

- ・申込 | Dを忘れてしまった場合の申込 | Dの通知やパスワードを再設定時の認証
- マイナンバーを再提出する必要がある場合の通知(39・41 ページ)又は提出がない場合の督促

(2) メールアプリやメールソフトの準備

メールアドレスを登録する際には、入力したメールアドレスに JASSO から「認証コード」を送信しますので、メール受信ができるメールアプリやメールソフトも準備しましょう。

※<u>メールアドレスのドメインやメールアプリ等の指定はありません</u>が、jsas@ses.jasso.go.jp か らのメールを受信できるようにしてください。

5. 必要書類の確認

(1)「奨学金確認書兼地方税同意書」

●学校から配付された書類に「奨学金確認書 兼 地方税情報の取扱いに関する同意書 兼 個人信用情報の取扱いに関する同意書」(「奨学金確認書兼地方税同意書」)が含まれています。



(2) 上記(1) 以外の書類

- ●本冊子の後ろ(48ページ以降)に、「様式集」を挟みこんでいます。以下の①~④に該当する人は 書類の提出が必要です(24ページ)。
 - ① 日本国籍以外の人
 - ② 「社会的養護を必要とする人」(1ページ)に該当する人
 - ③ スカラネットでマイナンバーを提出できなかった人
 - ④ 申込者や生計維持者が「海外居住者」(29ページ)に該当する人

様式集に掲載している様式は、JASSOのホームページからダウンロード することもできます。



Ι

Ш

書類の提出

Ⅵ 申込後

VI

進学後の手続き

Π

申込内容の確認

Ш

必要書類の準備

N

スカラネット入力

V

書類の提出

Ⅵ 申込後

Ⅱ 申込内容の確認

がなで入力してください。

(例)吉→吉、祐→祐、廣→廣

②あなた自身の情報

●あなた(申込みをする学生本人)の氏名・生年月日を記入 🖉

スカラネットに入力した氏名と「奨学金確認書兼地方税同意書」に記入した氏名が一致しているかご確認ください。

※住民票に記載されている氏名を記入・入力してください。

<u>入力内容に誤りがあると結果の通知が大幅に遅れる場合があります。正確に記入・入力してください。</u>													
漢字氏名 (5文字まで)	姓												
	名												
カナ氏名 (15文字まで)	姓												
	名												
生年月日				(西	i暦)				左	F	月	Θ	

氏名の入力方法 ①カナ氏名に「ヲ」を含む場合 カナ氏名に「ヲ」は使わず、読み方をあらわす「オ」を記入してください。 ②氏名が漢字・仮名でない場合 漢字氏名・カナ氏名ともカタカナで記入してください(アルファベット不可)。 ③ミドルネームがある場合 ミドルネームとファーストネームをつなげて名の欄に記入してください。 (漢字は姓・名それぞれ5文字まで記入してください。カナは姓・名それぞれ15文字まで、途中で切らず に入るところまで記入してください。) (例)「スカラシップ(トーマスマイケル太郎(スカラシップ)トーマスマイケルタロウ)」の場合 漢字氏名欄:【姓】スカラシッ 【名】トーマスマ カナ氏名欄:【姓】スカラシップ 【名】トーマスマイケルタロウ ④外国籍の人で通称名にて申し込む場合は、住民票に通称名が記載されていることを必ず確認し、在留資 格の証明書類(26ページ【C】または【D】)は住民票の写しを提出してください(住民票に通称名の記 載がない場合、通称名での申込みはできません)。 ⑤入力の際に旧字体・異体字等JASSOのシステム上登録できない文字が生じた場合 常用字体・通用字体で漢字氏名を入力してください。対応する常用字体・通用字体がない場合は、ひら

Ⅱ 申込内容の確認	認	②あなた自身の情報(続き)							
●あなたの国籍・在	留資	格等を選択・記入、書類提出							
(1)国籍の選択					以外				
▼				】 日本国籍 (2)も選	設外の人 択してく;	は ださい。			
国籍が日本国以外の人は、選択した在留資格の証明書類の提出が必要です(26ページ【C】又は【D】)。 選択肢にない在留資格の人や、永住の意思がない定住者の人、要件を満たさない家族滞在の人は申込みでき ません。(あなたの在留資格が、「留学」や「特定活動」などの場合は申込資格がないため採用されません。)									
(2)在留資格等の選択		(3)選択した在留資格等に応じた申	時事項(申込要	件)					
□ 永住者 □ 特別永住者									
 □ 日本人の配偶者等 □ 永住者の配偶者等 	•	①在留期限(満了日)	(西暦)	年	月	Β			
□ 定住者		①在留期限(満了日)	(西暦)	年	月	⊟			
	~	②日本に永住する意思の有無	🗌 はい (あ	り) 🗆 し	いえ(なし)			
		①在留期限(満了日)	(西暦)	年	月	⊟			
		②大学等卒業後に日本国で就労する意思の有無	🗆 はい(あ	り) 🗆 เ	いえ(なし)			
		③日本国に初めて入国した日	(西暦)	年	月	Θ			
		④日本国の小学校の卒業有無等	□ 卒業し	た 🗌 卒業	着してい;	ない			
□ 家族滞在			小学校名						
			所在地 (都道府県)			都 • 府 •			
		⑤日本国の中学校の卒業有無等	□ 卒業し	た 🗌 卒業	美してい;	ない			
			中学校名						

②在留期限がスカラネット入力日より前の人は、在留資格更新の申請をしたことを示す書類の提出が必要です(26ページ【C】または【D】)。

③在留期限が進学日より前の人は、進学時にも在留資格の証明書類(在留期限が進学日以降のもの)提 出が必要です。進学日までに在留資格更新の申請を行い許可されている必要があります。

更新手続きを忘れると、進学後に奨学金を受けることができません。



日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	特別永住者証明書 RECIAL PERMANENT RESIDENT CERTIF	番号 EF12345678GH
氏名洪吉童 NAME HONG KIL	DONG	
生年月日 200 DATE OF B). 200	7年03月31日	
国籍・地域 韓国 NATIONALITY/REGION	⊘ M0	
住居地 ADDRESS	調1丁目1番1号酸が関ハイツ30	028
この証明書は 2026年	= 05月30日まで有効	です。 見本・SAMPLE
PERIOD	OF VALIDITY OF THIS CARD	法務大臣臣是即

 参考 資 料
 17
 (2026年度給付奨学金予約採用)

Ι

Ⅵ 申込後

Ⅶ 進学後の手続き

I 申込内容の確	認②あなた自	身の情報(続	き)			給 付 奨
あなたの性別・運	連絡先を記入 🖉					- 子金 の
性別 (任意) 月	割 □ 女 □ 無	回答				制度
現住所	_		都道 府県			II 申込内 _网
電話番号 自宅 (固定)	_	携帯	_	_	るの確認
 ①現住所は、 ②「奨学金研 を郵送、ご ます。不何 あなたの在籍(本 	授学金申込時点で住ん 電認書兼地方税同意書」 又は登録された電話番号 備の連絡を受け取れるよ	でいる住所を記入 こ不備があった場合 にマイナンバー提 う、間違いなく記	してください(住民 合は、 <u>スカラネット</u> (出専用コールセンタ 入しましょう。	<mark>票と一致していな</mark> こ登録された現住所 2-(0570-001-	<mark>くても構いません</mark>)。 f宛に簡易書留でお手 -320)からお電話を	紙 し
学校名						準備
学科	(下の表の中から当て	にはまるものを記入	.)			IV
クラス	年		組 出席都	5		スカラ
入学年月		(西暦)	年	月		ネット
学科について	て、どの選択肢を記入す の選択肢 ^{6科} の機械 の の航空 の 1	ればよいか分から 電気電子 Off E業デザイン OB	ない場合は、 学校に	 確認してください 〇生物化学 環境デザイン 制御 	。 〇土木建築 〇商船学	ン
日本学生支援機構	構の奨学金の利用語	経験を選択・言	757 🖉	>		
日本学生支援機構製	愛学金の利用経験 プルダウン部分)	□ はい (ある) □ いいえ (ない) 00・01・02・04・07・ 08・09・〕ウ・タ・セ〕				VI 申 込後
本 都道府県等、	JASSO以外の団体が	実施している奨学会	金は除きます。			хл
						進学
I 申込内	国容の確認	③希望	する奨学会	⊕		後 の 手 続き
希望する奨学金の	の種類 🖉 🗐					
高等教育の修学支持 (給付奨学金及び持	^{爰新制度} 受業料等減免)		□ 希望します	□ 希望しませ	Г.h.	参考
						~資料

Ι

Ⅱ 申込内容の確認

④世帯の状況

ここからは、あなたとあなたの家族の状況を確認していきます。

まず、あなたが「社会的養護を必要とする人」(1ページ)に当てはまるかどうかを確認します。該当 する人は、1人家族(あなた自身が生計維持者)として扱うとともに、証明書類の提出が必要です。



児童相談所等に一時保護されていた(いる)人の申告について

満18歳となる日の前日時点で(18歳となっていない人は申込時点で)児童相談所等に一時保護されていた(いる)人は、「入所施設等:児童養護施設入所者等」を選択してください。

1 社会的養護を必要とする人に該当する場合は証明書類が必要です

あなたが「社会的養護を必要とする人」に該当する場合(1ページ)には、在籍する児童養護施設 等が発行する「在籍証明書」や児童相談所等が発行する「児童(里親)委託証明書」等を提出し、施 設等に在籍又は里親に養育されていた(いる)こと、児童相談所等に入所して(養育されて又は一時 保護されて)いた(いる)ことを審査にて確認します。

奨学金申込時点のあなたの年齢によって証明する在籍日等が異なりますのでご注意ください。

	奨学金申込時のあなたの年齢	必要な書類						
	18 歳 <u>未満</u>	奨学金申込時点で児童養護施設等に在籍又は里親に養育され ていることを確認できる書類(27 ページ【E】)						
	18 歳 <u>以上</u>	満18歳となる前日時点で 児童養護施設等に在籍又は里親に 養育されていることを確認できる書類(27ページ【E】)						
※高等学校等卒業を理由に、満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所(養育・一時保護)の措置を解								
	除された人 満 18歳となる日以降に入所(善育・一時保護)することとなった人はそのことが確認できる							

書類が必要です。

Π

Ⅶ 進学後の手続き

M

●家族分類チェック表の選択・記入

【家族分類チェック表・記入欄】にあなたの家族(<u>奨学金申込時点で</u>あなたと同一生計の人)を記入して ください。

記入欄の説明は次のとおりです。

	・家族の続柄を記入します。 続柄は以下から選択して記入してください。 (注1)「本人」、「父」、「母」 についてはあらかじめ印字しています。				
□ ① 禘元 怀囚 」 ▲阑	選択肢 「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄姉」、「弟妹」、「その他」				
「②漢字氏名」欄	 「父」「母」 (注2)父・母は (注3)父(母) 場合、総 (注4)行方不明 ・父母以外の第 (注5)同一生計 	欄に、それぞれ父母の氏名を記入します。 別居していても原則同一生計と見なします(記入が必要)。 の再婚相手と同居している場合、原則同一生計と見なします(記入が必要)。この 納は「父」又は「母」を選択してください。 、意識不明等の特殊な事情がある場合は同一生計から除外できることがあります。 家族の氏名を記入します。 ではない親族(独立して生活している人(兄姉など))は記入不要です。			
「③年齢」欄	・ 奨学金申込時点の年齢 を記入します。				
続柄が「父」「母」以外のあなたと同一生計の家族については、あなた以外に最大13人までスカラネットに入れてきますので、入力できる人数まで入力してください。					

【家族分類チェック表・記入欄】 <u>奨学金申込時点で</u>あなたと同一生計の家族を記入します。 4人目以降は年齢の高い順に記入してください。

	②漢	字氏名				②漢字氏名		
①続柄	<u>姓</u> (5 文字まで)	名 (5文字まで)	③年齢		①続柄	<u>姓</u> (5文字まで)	名 (5文字まで)	③年齢
本人				9				
父				10				
母				11				
				12				
				13				
				14				
				15				
				16				
↑生計維持者となる人の番号に○をつける					推持者とな	る人の番号に()をつける	
	 ①続柄 本人 父 母 日 計維持者 回以公母2 	①続柄 姓 (5文字まで) 本人 父 母 日 三 二 二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 二 二 二 二 三 三 三 三 三 三 三 二	①続柄 姓 名 本人 (5文字まで) (5文字まで) 女	①続柄 姓 名 ③年齢 本人 (5文字まで) (5文字まで) ③年齢 父 母 日 計維持者となる人の番号にOをつける 本らかい 本らかい	①続柄 姓 名 ③年齢 本人 9 文 10 母 10 日 11 日 11 日 11 11 12 11 12 11 13 12 13 13 14 14 15 15 16 計維持者となる人の番号にOをつける 本らかじめOを用	①続柄 姓 (5文字まで) 名 (5文字まで) ③年齢 ①続柄 本人 9 10 11 文 10 11 11 母 11 12 11 日 11 12 13 日 14 15 16 計維持者となる人の番号にOをつける 16 14	①続柄 姓 名 ③年齢 ①続柄 姓 ①続柄 姓 〇 ○ ○ ○ 本人 9 10 10 ○ 受 10 11 ○ ○ Q 11 ○ ○ ○ ○ (1) 11 ○ <t< td=""><td>①続柄 姓 名 ③年齢 ①続柄 姓 名 ①続柄 姓 名 ③年齢 ①続柄 姓 名 文 9 父 10 용 11 日 11 11 11 日 11 11 11 11 11 12 13 14 15 16 18 18 18 18 18 18 </td></t<>	①続柄 姓 名 ③年齢 ①続柄 姓 名 ①続柄 姓 名 ③年齢 ①続柄 姓 名 文 9 父 10 용 11 日 11 11 11 日 11 11 11 11 11 12 13 14 15 16 18 18 18 18 18 18

※原則父母2名が生計維持者となるにめ、めらかじめしを中子しています。 (注)父母2名ともいない場合は、あなたの生計を維持している主たる人(1名)が生計維持者となります。(7ページ)

(注)社会的養護を必要とする人に該当する場合は、あなた自身が生計維持者となります。

I

Ⅵ 申込後

V

20

Ⅱ 申込内容の確認

⑤生計維持者の情報

●生計維持者の情報を選択・記入 🖉

20ページの【家族分類チェック表】で確認した「生計維持者」について記入しましょう。入力内容に誤り があると結果の通知が大幅に遅れる場合があります。正確に記入・入力してください。

	生計維	生計	維持者②)			
(約1)	口父			□母□父			
	□ 祖父 □ 祖母						
漢字氏名	姓(5文字まで)	名(5文字まで)		姓(5文字まで)	名(5文	字まで)	
カナ氏名	姓(15文字まで)	名(15文字まで)		姓(15文字まで)	名(15文	(字まで)	
生年月日	(西暦)	年月	Β	(西暦)	年	月	Β



(※1) 続柄は、「父と母の2名」、「父又は母を1名」、「父母以外の人を1名」のいずれかの選択になります。生計 維持者が義父(義母)または養父(養母)となる場合は、「父(母)」を選択してください。

(※2) 生計維持者の氏名が漢字・カナでない場合やミドルネームがある場合は、<u>16ページの「氏名の入力方法」</u> <u>をよく読んで記入</u>してください。

●2024年12月31日時点の生計維持者の扶養親族表の記入

2024年12月31日時点の生計維持者の扶養親族について、本ページ下の記載を参照して記入しましょう。最 大15人までスカラネットに入力できます(入力しきれない場合には、扶養している生計維持者よりも年下の扶養 親族を優先的に入力のうえ、学校に相談してください)。

	生計維持者と の関係	扶養している生 計維持者よりも 年下か ^(※)		生計維持者と の関係	扶養している生 計維持者よりも 年下か ^(※)		生計維持者と の関係	扶養している生 計維持者よりも 年下か ^(※)
1	□ ^{申込者} 本人	□ 年下 □ 年上	6	 □ 生計維持者 の子ども □ その他 	□ 年下 □ 年上	11	 □ 生計維持者 の子ども □ その他 	□ 年下 □ 年上
2	 □ 生計維持者 の子ども □ その他 	□ 年下 □ 年上	7	 □ 生計維持者 の子ども □ その他 	□ 年下 □ 年上	12	 □ 生計維持者 の子ども □ その他 	□ 年下 □ 年上
ω	 □ 生計維持者 の子ども □ その他 	□ 年下 □ 年上	8	 □ 生計維持者 の子ども □ その他 	□ 年下 □ 年上	13	 □ 生計維持者 の子ども □ その他 	□ 年下 □ 年上
4	 □ 生計維持者 の子ども □ その他 	□ 年下 □ 年上	9	 □ 生計維持者 の子ども □ その他 	□ 年下 □ 年上	14	 □ 生計維持者 の子ども □ その他 	□ 年下 □ 年上
5	 □ 生計維持者 の子ども □ その他 	□ 年下 □ 年上	10	 □ 生計維持者 の子ども □ その他 	□ 年下 □ 年上	15	 □ 生計維持者 の子ども □ その他 	□ 年下 □ 年上

(※) 扶養親族と扶養している生計維持者の生年月日が同一の場合は、「年下」を選択してください。

ここで申告した扶養親族は、JASSOがマイナンバーで確認する生計維持者(原則父母)の住民税情報における扶養親族の 人数と比較します。扶養親族のうち「子ども」に該当する人数及び税情報によって、あなたの世帯が多子世帯に該当するかど うかの判定が行われます(9ページ参照)。なお、ここでの「子ども」とは、生計維持者の2024年12月31日時点の扶養親族 のうち、次の(1)・(2)の両方の条件を満たす人が当てはまります。

- (1)生計維持者が令和6年(2024年)分の年末調整等で申告した扶養親族であること(※1)(※2)(※3)
- (2)生計維持者の尊属(注)でないこと、及び扶養している生計維持者より年長でないこと
 注:尊属とは、父母、祖父母、おじおばなど、その人よりも上の世代の親族のことです。
 - ※1 生計維持者が税の年末調整、確定申告又は住民税申告で2024年の12月31日時点で扶養している親族として申告し、 対象となった人をいいます(扶養親族になるには、年齢や学生であるかどうかは関係しません)。なお、税法上の控除 額がない16歳未満の人も扶養親族に含まれます。
 - ※2 2025年4月に就職して独立したきょうだいについても、2024年12月31日時点で生計維持者の扶養親族だったの であれば「子ども」に該当するため、申告の対象です。
 - ※3 2025年1月1日以降に生まれた子どもはまだ税情報に反映されていないため、現段階では扶養親族に含めず、進学後、 進学先に申し出てください。
 - ※4 申告した扶養親族にあなたが含まれていない場合は、9ページにおける「多子世帯に属していない」として判定されます。
 - ※5 <u>いずれかの生計維持者が海外居住</u>(29ページ)の場合、<u>スカラネット上の申告ではなく</u>別途提出が必要となる「海 外居住者のための収入等申告書」で申告する扶養親族を「申告した扶養親族数」として判定します。

Ш

VI

進学後の手続き

I 申込内容の確認 ⑤生計維持者の情報(続き)

▶世帯における生活保護受給状況の確認

	あなたの世帯
2025年1月1日時点	🗌 はい(受給していた)
の生活保護の受給(※)	□ いいえ(受給していなかった)

(※) 2025年1月1日時点で生活保護を受給していた場合、世帯主でなくても生活保護世帯に属していた人は「はい(受給していた)」を選んでください。なお、実際には受給していないにも関わらず「はい(受給していた)」を選択すると選考結果の通知時期に遅れが生じる原因となるため、正しく選択してください。

●資産の申告 🖉

あなた(申込者)と生計維持者の資産を記入しましょう(1万円未満は切り捨て)。

必ず「**万円」単位で記入・入力**してください。「円」単位で入力すると、資産基準を満たさないため不 採用と判定されてしまう場合があります。

あなた	生計維持者①	生計維持者②	合計
万円	万円	万円	万円

●資産の対象となるもの

・現金やこれに準ずるもの(退職金含む。投資用資産として保有する金・銀等)

・預貯金(普通預金、定期預金)、有価証券や投資信託(株式、国債、社債、地方債等)

※少額投資非課税制度(NISA)による投資額も含まれます。有価証券や投資信託は時価で換算してください。

・満期や解約により現金化した保険

※住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

●資産の対象とならないもの

- ・土地、建物等の不動産
- ・満期、解約前の保険の掛け金・貯蓄型生命保険や学資保険

Ι

給付奨学金の制度

I

申込内容の確認

V

申込後

I 申込内容の確認 ⑤生計維持者の情報(続き)

●生計維持者が1人となる理由(生計維持者が父・母2名でない人のみ選択)

生計維持者が1人であると申告した人は、その理由についても申告が必要です。以下の選択肢のうち最も近いものを選択してください。

※社会的養護を必要とする人(1ページ)については選択不要です。

※JASSOでの審査に疑義が生じた場合、後日理由を証明する書類の提出を求めることがあります。

申告した生計維持者	生計維持者が1人である理由							
父1名又は母1名	□ 奨学金申込時点にて、父又は母と死別していた。							
	□ 奨学金申込時点にて、父母の離婚等(※)により、父母いずれかとわたし(本人)は別 生計だった。 ※離婚調停中、DVによる別居中、未婚の場合なども含みます。							
	□ 奨学金申込時点にて、父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況だった。							
	□ 奨学金申込時点にて、わたし(本人)が生計維持者としていない父母いずれかからのDV・ 虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。							
父・母以外の親族等	□ 奨学金申込時点にて、両親(父母)と死別していた。							
	□ 奨学金申込時点にて、両親(父母)が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎 通ができない状況だった。							
	受学金申込時点にて、わたし(本人)は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に 記載した配偶者に扶養されていた(納税手続きにおいて、わたしの夫(妻)の扶養に入っていた)。							
	□ 奨学金申込時点にて、わたし(本人)が父母(父母のうちー方と離別・死別している場合には、もう一方)からDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。							
あなた自身 (独立生計者)	奨学金申込時点にて、両親(父母)と死別又は両親(父母)が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況であり、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない状況だった。							
	□ 奨学金申込時点にて、父母・祖父母ともに死別又は両親(父母)が生死不明、意識不明、 精神疾患等のため、意思疎通ができない状況であり、兄弟姉妹は就学中もしくは病気な どの理由で働くことができない状況だった。							
	□ 奨学金申込時点にて、わたし(本人)は結婚しており、配偶者等を扶養していた。							
	□ 奨学金申込時点にて、わたし(本人)が父母(父母のうち−方と離別・死別している場合には、もう−方)からDV・虐待を受けて避難していて、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。							
 ・父母が健在であ ・後日申告漏れが 	 ・父母が健在であれば<u>専業主婦(夫)の場合でも、父母2名を生計維持者として申告が必要</u>です。 ・後日申告漏れが発覚し生計維持者を追加することになる場合は、<u>結果の通知が大幅に遅れることがあります</u>。 							
I 申込内容の確認 ⑥奨学金振込口座情報								
●公金受取口座の利用 預貯金口座の情報をマ 奨学金の振込先に指定す								
公金受取口座の利用	□ 希望します □ 希望しません							

Ш

申込内容の確認

Ш

23

「希望します」を選択した場合、原則としてあなたが事前に登録した公金受取口座が奨学金の振込 先になります。

公金受取口座を利用できない場合は、「進学届」の提出時に口座情報を入力する必要があります。 ※公金受取口座の詳細については、デジタル庁ホームページをご確認ください。

Ⅲ 必要書類の準備 ①必要書類一覧

第Ⅲ章では申込みに必要な書類を説明します。あなたの申告内容によって提出する書類が異なりますので、 必要書類について、よく確認してください。

第II章「申込内容の確認」のページで選択した状況等により、必要な書類の記号を確認しましょう。 必要となる書類が提出されていない場合、結果の通知時期が大幅に遅れることがあります。

提 出 先	記号	提出が必要な人	提出する証明書	説明ページ
JANNO	А	全員	「奨学金確認書兼地方税同意書」	25 ページ
	В		申込者本人の身元確認書類	25 ページ

学 校 	С	申込者本人の国籍が「日本 国以外」かつ在留資格が「家 族滞在」以外の人	在留資格の証明書類	26ページ
	D	申込者本人の国籍が「日本 国以外」かつ <u>在留資格が「家</u> <u>族滞在」の人</u>	在留資格の証明書類、入国日証明書類	26 ページ
	E	社会的養護を必要とする人	施設等の在籍証明書等	27 ページ
	F	マイナンバーを提出できな い人	マイナンバー代用書類提出台紙【様式 ①】、マイナンバー代用書類	27 ページ
	G	2025年1月1日時点で海	年収等の実績計算書【様式②】、収入証 明書等	27 ページ
	н	計維持者がいる世帯	海外居住者のための収入等申告書	27 ページ

【注意】・「奨学金確認書兼地方税同意書」(申込者本人の身元確認書類を含む。)は、専用の青色の封筒(あらか じめ宛名が印刷されている封筒)に入れて直接 JASSO へ郵送してください。

・記号【C】【D】【E】を提出する方へ 提出する証明書類の余白に14ページでメモした受付番号、申込者氏名を必ず記入してください。 記入がない場合は申込者が特定できず、審査が遅れることがあります。

提出が必要な書類の記号を確認したら、25~27ページでその記号の書類の内容を確認し、用意しましょう。

Π

VI

(2026年度給付奨学金予約採用) 24

Ⅲ 必要書類の準備 ①必要書類一覧(続き)

実際に準備する証明書や様式の名称と、準備する際の注意事項が記載されています。

江忠尹		に応じていう、言類を学用しよ			
	記 号	提出する証明書	コピー の提出	発行元	注意事項
全員提出が必要な書類	A	「奨学金確認書 兼 地方税 情報の取扱いに関する同意 書 兼 個人信用情報の取扱 いに関する同意書」 (「奨学金確認書兼地方税同 意書」)	不可	申込者及び 生計維持者が作成	 奨学金を申し込む人は、全員提出が必要です。 ・印字されている「申込ID」及び「初期パスワード」はスカラネット入力を行う際に必要です。必ずスカラネット入力(マイナンバーの提出を含む。)が完了してから、簡易書留で郵送してください。 ・スカラネットログイン時に使用した「申込ID」が記載された「奨学金確認書兼地方税同意書」を提出してください。 ・スカラネットログイン時に使用した「申込ID」が記載された「奨学金確認書兼地方税同意書」を提出してください。 ・方が一、スカラネット入力に使用した申込IDの「奨学金確認書兼地方税同意書」をなくした場合は、申込者本人からマイナンバー提出専用コールセンター(0570-001-320)に電話をして再発行を依頼してください。別の「申込ID」が印字された「奨学金確認書兼地方税同意書」を提出した場合は申込者が特定できず、選考が行えません。 ・書かれていることをよく読み、申込者本人(あなた)と生計維持者がそれぞれ自署をしてください。 ・マイナンバーを提出できない場合も、必ず提出が必要です。 ・詳細は、28ページを参照してください。 ・注)「奨学金確認書兼地方税同意書」の提出がなかったり、不備が解消しなかったり、不備が解消しなかったりした場合は、選考が行えません。
	В	身元確認書類	D	官公署・学校等	 ・申込者本人(あなた)の分のみ提出してく ださい。 ・身元確認書類として認められる証明書類 については、「【重要】 奨学金確認書兼地方 税同意書の提出方法」で確認してくださ い。

III 進学後の手続き 参考資料

上記A・Bの書類は青色の提出用封筒(あらかじめ宛名が印刷されている封筒)に入れて、簡易書留で直接JASSOへ郵送してください。

Ⅱ 申込内容の確認

Ⅲ 必要書類の準備

Ⅳ スカラネット入力

∨ 書類の提出

Ⅵ 申込後

Ⅲ 必要書類の準備 ①必要書類一覧(続き)

	記 号	提出する証明書類		コピー の提出	発行元	注意事項	
田 公 者 日 込 者 十	E 申 III 込 著		特別永住者証明書	可	出入国在留		
俗が「家国		い	在留カード	可	管理庁		
<mark>族滞在」以外</mark> の人の書類 籍が「日本国以外」かつ	C かずれか 1 点		住民票の写し	不可	市区町村	 ・在留資格、在留期限が明記されているものが必要です。 ※通称名にて申し込む場合は、通称名が記載されている住民票の写しを提出してください。 ※証明書に記載の在留期限がスカラネット入力日より前の場合は、在留期間更新の申請をしたことを示す書類も併せて提出する必要がありま 	
申込者本↓		さぬい (年留源2	在留カード	可	出入国在留 管理庁	9.	
2「家族滞在」	れか1点	わ 記明書類】	住民票の写し	<u>不可</u>	市区町村		
の人の書類コ本国以外」かつ	D	、 入国	住民票の写し	不可	市区町村	 ・在留資格、在留期限が明記されており、かつ「外国人住民となった日」の情報が記載されていて、 12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて日本国に入国していたことが確認できるものが必要です。 ※【在留資格証明書類】として住民票の写しを提出する場合かつ上記の記載事項が確認できる書類であれば、住民票の写し1枚のみの提出で構いません。 	
		れか1点	外国人出入国記録 ※後日提出可	不可	出入国在留 管理庁	発行までに時間を要するため、対象となる「家族滞 在」の人は早めに出入国在留管理庁へ開示請求を	
			外国人登録原票	不可	出入国在留 管理庁	行い、JASSOから提出依頼があった際にすぐに提 出できるようにしておきましょう。	
			出生届記載事項証 明書(または出生 証明書)	<u>不可</u>	市区町村	日本国で生まれた方は提出できます。	

提出する証明書類の余白に14ページでメモした受付番号、申込者氏名を必ず記入して ください。記入がない場合は申込者が特定できず、審査が遅れることがあります。 Ⅱ 申込内容の確認

Ⅲ 必要書類の準備

Ⅳ スカラネット入力

∨ 書類の提出

Ⅵ 申込後

Ⅶ 進学後の手続き

	記 号	提	出する証明書類	コピー の提出	発行元	注意事項				
<mark>社会的</mark> 必要と		いす	在籍証明書 可 ・在籍証明書 ご ① ① 在籍施設 ① ①	•在籍証明書について様式は問いませんが、在籍施設が発行する以下3点が分かる証明書 ①申込者の氏名						
す 養 護 を			児童 (里親) 委託証 明書	미	児童相談所	 ②証明書の発行日 ③在籍期間(例:2024年1月1日~在籍中) ※円期に美奈されている場合 				
の 書 類	Е	9れか1	れか1	れ か 1	E れ か 1	E れ カ 1				・養育期間が記載されており、申込時点で養育され ていることが分かる証明書
		点	一時保護決定通知 書	미	児童相談所	※一時保護されている(いた)場合 ・申込時点で18歳以上の人は18歳となる日の前日時点で(申込時点で18歳未満の人は申込時点で)一時保護されていたことがわかる児童相談所が発行した書類 				
Δ	▲ 提出する証明書類の余白に、14ページでメモした受付番号、申込者氏名を必ず記入して									

<u>ください。記入がない場合は申込者が特定できず、審査が遅れることがあります。</u>

	R 문	提出する証明書	コピー の提出	発行元	注意事項
マイナンバー代用書	μ	「マイナンバー代用書類 提出台紙」【様式①】	D	申込者 又は 生計維持者 が作成	・申込者や生計維持者が海外居住のためマイナン バーの交付を受けていない場合や、事情があっ てマイナンバーを提出できない場合に使用する 台紙です。 ※マイナンバー代用書類の詳細は、28ページを確 認してください。
類	U	「年収等の実績計算書」 【様式②】	D	申込者 又は 生計維持者 が作成	・申込者や生計維持者が2025年1月1日時点で 日本国内に住民登録がないため日本国内で課税
	Т	「海外居住者のための 収入等申告書」 【JASSOホームページ掲 載の専用ツールで作成】	D	申込者 又は 生計維持者 が作成	されていない場合に必要な書類です。 ※この様式には添付が必要な書類があります。 29~30ページに沿って手続きを進めてください。

①一度提出された書類はいかなる理由があっても返却できません。「コピー可」と書かれている書類はコピ ・ ーを提出してください。

②スカラネットでの申告内容に応じて提出された書類を審査しますが、書類が不足している場合やJASSOでの審査において書類の内容や申込内容に疑義が生じた場合は、学校を通じて照会させていただくことがあります。この場合、選考結果の通知時期が大幅に遅れる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

③スカラネットでマイナンバーを提出できない場合は、給付奨学生として採用された後も、毎年収入・所得 に関する書類の提出が必要です。

参考資料

Ι 給付奨学金の制度

Ⅱ 申込内容の確認

Ⅵ 申込後

Π 申込内容の確認

Ш

必要書類の準備

N

スカラネット入力

V

書類の提出

M 申込後

VII

進学後の手続き

参考資料

②スカラネットでマイナンバーを提出できない場合 Ⅲ 必要書類の準備

スカラネットでマイナンバーを提出できない場合、マイナンバーで取得する情報の代わりとなる証明書類 を提出する必要があります。

1. マイナンバーを提出できない人とは

●マイナンバー制度開始時点から日本国外に居住しているためマイナンバー自体が交付されていない人 ●事情によりマイナンバーを提出できない人

マイナンバーを提出できない人に当てはまった場合、スカラネットにて提出できない旨を申告します (36 ペ ージ)。

? マイナンバー提出に関するよくある質問

Q. 日本国内に住民登録されています。マイナンバーカードをまだ作成していないため、マイナンバーを 提出できない人に当てはまりますか。

A. マイナンバーカードを持っていない人でも、日本国内に住民登録されていればマイナンバーの提出が可 能です。市区町村の窓口でマイナンバーが記載された「住民票の写し」を取得し、番号を確認するこ とができます。

2. スカラネットでマイナンバーを提出できない人が提出する書類

①「奨学金確認書兼地方税同意書」【JASSO に直接郵送】

提出先	書類名	説明
OWWDC	「奨学金確認書兼 地方税同意書」 (必ず原本)	「「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット」に同封している書類です。 あなた(申込者本人)と生計維持者のそれぞれが自署をしますが、マイナ ンバーを提出できない生計維持者については、あなた(申込者本人)が その人の氏名、生年月日等の情報を記入してください。 なお、あなた(申込者本人)がマイナンバーを提出できない人である場合 も、あなた(申込者本人)は必ず自署をしなければなりません。

②マイナンバーに代わる提出書類【学校に提出】(マイナンバーを提出できない人の分のみ)

提出先	提出が必要な人	必要な書類					
学		「マイナンバー代用書類 提出台紙」【様式②】					
松	スカラネットで マイナンバーを 提出できない人	「令和7年度 課税(所得)証明書」または「令和7年度 非課税証明書」 ※以下①~⑧の項目すべての記載があるもの ① 課税標準額 ② 調整控除額 ③ 税額調整額 ④ 扶養親族数 ⑤ 控除等に係る本人該当区分 ⑥ 合計所得金額 ⑦ 総所得金額等 ⑧ 税額控除前所得割額 なお、②又は③の記載がない場合は、それぞれの円として審査します。					
	全員	海外居住等により「課税(所得)証明書」や「非課税証明書」を取 得できない場合 ※2025年1月1日時点で日本国内に住民登録がない方は、課税証明書等は取得できない ため、代わりに、収入等に関する追加書類(29ページ)を提出してください。					
	生活保護受給者	「生活保護受給証明書」 ※2025年1月1日時点で受給していたことがわかるもの					

いずれもコビーでの提出が可能です。

- 「令和7年度 課税(所得)証明書」又は「令和7年度 非課税証明書」及び「生活保護受給証明書」は、 お住まいの市区町村より発行を受けてください。
- ・JASSOへマイナンバーを提出した人であっても、提出されたマイナンバーで必要な情報を確認できな かった場合には、後日、上記書類の提出を求めることがあります。

Ⅲ 必要書類の準備 ③申込者や生計維持者が海外居住の場合 2025年1月1日時点で日本国内に住民登録がないため日本国内で住民税が課税されていない場合、

マイナンバーで必要な情報が取得できないため、追加で提出する書類があります(29~30ページ)。

1. 該当する人

2025年1月1日時点で日本国内に住民登録がなかった申込者及び生計維持者

①申込時点で日本へ帰国している場合でも、2025年1月1日時点で日本国内に住民登録がなかった場合(下図の①)は、海外居住者に該当します。

②申込時点で日本国内に住民登録がなくても、2025年1月1日時点で日本国内に住民登録があった場合(下図の②)は、海外居住者に該当しません。



2. 必要な提出書類

提出先	提出する証明書	説明
JASSOIC	「奨学金確認書兼地方税同	海外に居住している場合でも、提出が必要です(25ページ
簡易書留で	意書」	[A] • [B])。
直接郵送		
<mark>学校</mark> に提出 (①~③をす べて提出)	 ①「年収等の実績計算書」【様 式②】 ②あなた(申込者本人)及び すべての生計維持者の収 入等の証明書類 	2024年(1月~12月)の収入等の計算過程を明確にする ための様式です。必要事項を記入したものを提出します。 ①で用意した「年収等の実績計算書」【様式②】で申告した 収入等の証明書類を提出します。 書類の詳細については、30ページの「収入等の証明書類」 にて確認してください。
	③「海外居住者のための収入 等申告書」	2024年(1月~12月)の収入等を申告し、審査に必要な 値を算出するための専用ツールです。 次のJASSOホームページよりダウンロードしてパソコン 上で必要項目を入力し、印刷したものを提出します。国内 居住者は、マイナポータル又は課税証明書より必要金額を 入力します。

●海外居住者のための収入等申告書

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/mynumber/kaigaikyoju.html 「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」(Excel)

※このツールには個人情報を入力します。共用のパソコン等でツールを使用する場合は、 使用後のツールを共用のパソコン等に残さないよう取扱いには十分ご注意ください。



I

Ι

Ⅶ 進学後の手続き

Ⅲ 必要書類の準備 ③申込者や生計維持者が海外居住の場合(続き)

- 海外居住者が提出する証明書類

	必要書類の詳細				
証明書類	2025年1月1日時点で日本国内に 住民登録がなかった人	左記に 該当しない 生計維持者			
2024年 (1月〜12 月)の 収入等の 証明書類	2024年(1月~12月)の収入等として該当するいずれかの証明書類の提 出が必要です。(複数該当する場合はすべて) ※いずれも日本語訳を付けてください。 ・給与収入があった場合 2024年1月~12月までの給与明細書もしくは事業所発行の年収証明書 ※年収証明書は、みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明が必要 です。 ・公的年金等の収入があった場合 2024年の1年間の受給金額がわかる通知書等(年金証書等月額が分かる もの) ・給与・年金以外の所得があった場合 2024年1月~12月までの帳簿 ・無収入だった場合 居住国の公共機関が発行する2024年の1年間の無収入の証明書 (無収入である期間が1年未満の場合は、月単位で無収入と分かる証明書) ★収入・所得が存在しない旨の「公的な証明書」を提出してください。 「公的な証明書」については、いち個人やいち企業により私的に作成されるも のでなければ足りることとします(発行者について、公職に就いている者、弁 護士、公証人、ケースワーカーといった類の職名や、役場や税務署といった公 的と考えられる団体名が明らかであれば足ります)。	不要			
扶養等の 証明書類	 ・ 戸籍謄本(海外で発行を受けた同様の証明書でも可)や、世帯構成等が分かる住意 ※世帯構成(生計維持者との続柄等関係)及び世帯構成員の居住地を明らかにするもの 生計維持者のうちもうー方が国内に居住している場合には、国内の生計維持者が扶着 構成員のものを含めてください。 ※多子世帯に該当するかどうかの判定に使用されます。 ・生計維持者が1人である場合は、生計維持者が1人であることの証明となる 	宗の写し等 う きしている世帯 る 戸籍謄本等			
障がい者控除 の証明書類	(該当する人がいる場合のみ) <mark>障害者手帳</mark> のコピー等	不要			
 ①海外⁻ ②「給 ③<u>無収</u> が分; ④扶養 収入 ⑤扶養 反映 	で収入を得ている場合は 2024 年 1 月~12 月の収入証明書類の提出が必要です 与収入」及び「年金収入」は、それぞれ、額面の収入金額(控除前の金額)です。 与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額です。 入の場合は、居住国の公共機関が発行する無収入証明書の提出が必要です。無収 かる証明書類の提出ができない場合は、奨学金に申し込めません。 等の証明書類や障がい者控除の証明書類の添付が確認できない場合は、「海外居住 等申告書」(29 ページ)での申告にかかわらず、 <u>該当者がいないものとして取り</u> 等の証明書類や障がい者控除の証明書類につきましては、2024 年 12 月 31 日 されたものを提出してください。	。 入であること 者のための <u>扱います</u> 。 時点の状況が			

Ⅱ 申込内容の確認

Ⅲ 必要書類の準備

Ⅳ スカラネット入力

∨ 書類の提出

Ⅵ 申込後

Ⅶ 進学後の手続き

Ⅳ スカラネット入力 入力・送信の流れと注意点

申込内容と必要書類の確認が終わった人は、スカラネットにログインし、本冊子の16ページ~23ページに あらかじめ記入した内容を見ながら入力を進めてください。16桁の受付番号が表示されたら入力完了です。

1.入力前の準備

次の準備ができているか確認しましょう。

チェック	確認事項
	(1)メールアドレスの準備
	 利用可能なメールアドレスを準備しましたか。
	・初回ログイン時には jsas@ses.jasso.go.jp より認証コードをメール送信しま
	す。受信できるよう メールアプリ等の設定を確認 してください。
	(2)入力内容の確認
	・本冊子の16ページ~23ページに申込内容の下書きを行いましたか。
	(3)マイナンバー提出の準備
	・マイナンバー提出に備え、あなたと生計維持者のマイナンバー及び住民票住所
	を確認するための書類(マイナンバーカード等)を用意しましたか(36~38
	ページ)。

<u>2. 受付時</u>	間と動作環境 🛕
●受付時間	8:00~25:00(24:00~25:00は翌日受付扱い)
	(最終締切日の受付時間は8:00~24:00)
●動作環境	<u> PC・スマートフォン・タブレットのいずれからも入力が可能です。</u>
	OS : Microsoft Windows 10, 11
	iOS 16以上、iPadOS 16以上、Android 12以上
	ブラウザ: Microsoft Edge
	Mobile Safari、Android用モバイル版Google Chrome
	※iOS及びiPadOSはSafari、AndroidはGoogle Chromeにのみ対応しています。
	※推奨する詳細な製品名等は、スカラネットのトップページを参照してください。
●対応文字	Windows-31J(JIS第一・第二水準を含む)の文字が入力できます。
	※エラーになった場合は、通用字体に替えて(通用字体が無い場合はひらがなで)入力してください。

Ⅱ 申込内容の確認

参考資料

Ⅶ 進学後の手続き



給付避		はじめてスカラネットヘログインす	る場合(アカウント情報の登録)
学金	6) あなたの メールアドレス と新	メールアドレス等登録
制度		しいパスワードを入力したら	○ メールアドレス登録 登録するメールアドレンを入力してください。
反		「送信」をクリックします。	ハーシ液 下部の 次回 パック 空中 なこ スパロビス ニルアトロ 入明 しお ほご ニト か 次日 こ 2 (は 9 。 メールアドレス
I		登録したメールアドレス宛に	メールアトレス(増認用
申込		「認証」ート」か述信されま	初回のみ「マイナンバー提出書」に印字されているパスワードの変更が必要です。 新しいパスワードを設定してくだ <u>さい。</u>
内容		9。	新しいパスワード 新しいパスワード(確認用)
の確認		あたたが設定したパフロード	ite 🖉 🔭
認		を忘れないように、必ず14ペ	
π		ージにメモしておきましょう。	● 豆塚9 るメールアトレスについて ・申込 Dやパスワードを忘れた場合の申込 Dの通知やパスワード
业			初期化の認証、また、マイナンバーの再提出が必要になったことの通知及びその督促に使用されます
安書			・「送信」をクリックすると入力したメールアドレスに認証コードが送
知の進			信されます。迷惑メール設定をしている場合は認証メールが届かな い可能性があります。isas@ses.iasso.go.ip からのメールを受信で
備			きるようにしてください。
			●パスワードの管理について
₩ ス			・第三者に推測されやすい数字や英字(生年月日、電話番号、氏名の
カラ			イニジャル等)を使用しないでくたさい。 ・第三者にパスワードを教えないでください。
イツト			 第三者の目につく場所にパスワードを記入したメモを残さないでく
え カ			/ここでい。
			・半角の英字、数字を含む組合せであること。
			 ・8~16 文字以内であること。 ・申込 Dと異なる文字列であること。
書			・現在登録済みのパスワードと異なるものであること。
頬の提	0		メールアドレス認証
笜		に <mark>認証コード</mark> が送信されます。	
		スカラネット入力画面へ戻り、	×-ルに記載の28江コード(半角数字) 認証コード(半角数字) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		届いた <mark>認証コードを入力し「認</mark>	メールが最かないときは、下の「再速復」パタンを押して 該証コードを入力し、下の「認証」ボタンをすべくださ 前の満期に厚い、再度登録してください い
VI		証」 をクリックします。	
申込			
後		※認証コードの有効期限は送	
		<u>信ボタンクリック後30分間</u>	・「再送信」をクリックします。
T 27		です。	・⑥の画面に戻ります。メールアドレスに誤りがないこと、 isas@ses iasso go in からのメールを受信できる設定になってい
進		30 分経過後は認証コードが	ることを確認のうえ、「送信」をクリックします。
学後		無効になりますので、①から	·/
の手体		入力をやり直してください。	
続 き	8) 石図のアカワント情報登録完	アカウント情報登録完了
			アカウント情報を登録しました。 メールアドレス XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
		<u>ソント</u> 情報の豆球元」で9。 「坂へ」たクロックオマト	#赵ID YDXXXXXXX
参考		「火へ」センリッンタると	
ち資料		・ ヘー ノ ヘーユー」に 移動し	
ΥT	1	٥ E D	

(2) アカウント情報登録後にスカラネットへログインする場合

アカウント情報を登録済みの場合は、次の手順でスカラネットにログインします。

•7	Pカウント情報登録後にスカラネッ	トヘログインする方法
1	スカラネットにアクセスしま	次の URL 又は二次元コードからスカラネットのログインページ
	す。	ヘアクセスしてください
		https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/
2	「ログイン(アカウント情報登	奨学金を希望する方へ
	録済の人)」をクリックすると表	画面の指示にしたがって正と犯入してください。 疑問な点や不明な点は学校に問合わせてください。 スカラネットの利用時間は午前3時から午前1時まです。
	示される「 ログイン画面へ」 をク	※申込入力中に1つの画面で30分を過ぎると自動的にタイムアウトとなり、最初からやり直しとなりますので気を付けてください。
	リックします。	ご提供いただいで情報及びあなたの男学会に関する情報は、機構の男学金支給業務及び男学会員与業務(52 違業務を含む。)及び年齢する学校での発展率料等の送使業務のために利用でれます。この利用目的の通正で編 目的において、11歳間報(医学校の支援状況に関係)で有物を含む。)たり、スペス 急速機構、ZIBN+考定 AS 委託先に必要に応じて運転されますが、そう他の口目的には利用でれません。 機構和経知の人間についてに、機構が使用する違人が得知うちな記言語に必要は清朝が保証機構に提供されよ す。また、行為機構以びなど意思人気から学供金の濃度使時の的止苦のこかのに無会かあった場合は、通正な範囲 PLのおいてならたの情報が受けてます。
		令和×年×月×日 日本学生支援機構
		奨学金申込のためにスカラネットに初めてログインされる方は「○奨学金の新規 申込・道学届の提出」を、初回ログインが完了されている方は「○ログイン(アカウ ンド情報登録済の人)」をクリックしてください。
		 ● 奨学金の新規申込・進学届の提出 ● ログイン(アカウント情報登録済の人) ■ ログイン(アカウント情報登録済の人) ■ ログイン面面へ ■ 返還免除内定制度の申込
3	申込IDとアカウント情報登録	奨学金申込・進学届の提出専用ページ
	時にあなたが設定したパスワー	
	<mark>ド</mark> を入力し、「次へ」をクリック	申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。 申込ID
	します。	バスフード
	※ログインできない場合には	×^ >
	「ログインできない方」をク	ログインできない方
	リックし、パスワード再設定	
	等を行ってください。	

\bigcap スカラネットログイン用の申込ID・パスワードを忘れた場合

スカラネットヘログインするためには、あなたが本冊子14ページにメモをした「申込 | D」と「変更後の パスワード」が必要です。

万が一忘れてしまった場合は、33ページであなたが設定したメールアドレスを使って申込 | Dを確認した り、パスワードの再設定を行ったりすることができます。



参考資料

Ι

給付奨学金の制度

Π

申込内容の確認

Ш

必要書類の準備

№ スカラネット入力

V

書類の提出

VI

申込後

Ⅳ スカラネット入力 入力・送信の流れと注意点(続き)

4. 入力・確認・送信

スカラネットにログインするとメインメニューが 表示されます。

メインメニューの左上にある「大学等予約申込」を クリックすると、奨学金申込入力画面へ進むことがで きますので、あらかじめ本冊子の16~23ページに 記入した内容を見ながら、入力します。

入力画面は1回面あたり30分以内の制限時間を設けていますので注意してください。



- 🛕 入力内容の一時保存について

入力途中で一時保存し、後日入力を再開することも可能ですが、一時保存状態のまま申込みが完 了しなかった(受付番号発行まで進めなかった)場合には奨学金申込みを辞退したものとして取り 扱いますのでご注意ください。

5. 受付番号の確認・メモ

正常に送信が完了すると「申込完了」画面が表示されます。画面上に「受付番号」が表示されますので、 忘れないよう14ページにメモしておきましょう。

<mark>受付番号</mark> が表示されます。 <u>忘れずにメモ</u> しておいてく	^{独立行政法人} 日本学生支援機構 Japan Student Services Organization	Sd ス	holar Net - Scholarship カラネット - 奨笑	application 学金申込
ださい。	91 STEP2 STEP3 STEP4 現出 善約 個人・在学・ 奨学金申込 原歴情報 情報	STEP5 STEP6 家族情報 生計維持者 奥特 情報 口戶	STEP7 STEP8 学金振込 奨学金申込 室情報 情報一覧	51日99 申込完了
	STEP	9 申込完了		
		-		
	あなたの受付番号は 79999000-101-000	01 で す。		
	受付番号は問合わせの際に必要となります。			
	メインメニュー に戻り、 個人番号	(マイナンバー)の提出等	を行ってください。	「申込内容の印刷」
				クリックすると、印
				用画面が表示されま
	2022年22月22日	ドでは全項日の訂正が可能	श्रेत्व.	す。
	2000-000			
	申込内容を印刷する場合は、右の「申込内容(い。	D印刷」ボタンを押してくださ	申込内容の印刷	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	同意事項の確認	規定等を確認し、同意し	ました	
	「奨学金確認書兼地方税同意書」に印字されている	5申込ID YDXX123456		画面に表示されている申述
				<u>ID</u> (YD25 で始まる 1
	① - あなたの氏名・誓約情報		4 有	行のID)とお手元の <u>I</u>
		10.000		学金確認書兼地方税同意
	あなたの漢字氏名	機構太郎		
	あなたの漢字氏名 あなたのカナ氏名	 機構 太郎 キコウ タロウ 	1	<u>書」</u> に印刷されている申述
	 あなたの漢字氏名 あなたのカナ氏名 誓約日付 	機構 太郎 キコウ タロウ 20XX年5月20日		<u>書」</u> に印刷されている申込 Dが 一致していること る
	 あなたの漢字氏名 あなたのカナ氏名 誓約日付 生年月日 	 機構 太郎 キコウ タロウ 20XX年5月20日 20XX年 (平成XX年) 7月7日 		<u>書」</u> に印刷されている申込 IDが一致していることで 必ず確認してください。

Ι

給付奨学金の制度

Π

申込内容の確認

マイナンバー提出用画面へのログイン・入力 Ⅳ スカラネット入力 6. マイナンバー提出用画面へのログイン ※画像は 2025 年 1 月時点のものであり、 実際の画面と異なる場合があります。 35ページの「申込完了」 画面が表示された後、 スカラネット ■ お知らせ 「メインメニュー」画面に移ると、画面左下の「個人番号(マイ ■奨学金の申込み 大学等予約申込みは完了しています。 ■申込状況 ナンバー)の提出等」ボタンが押せるようになります。このボタ ■申込状況 申込み状況を確認する場合は 下の「申込状況の確認」ボタ ンを押してください。 85 ンを押すとマイナンバー提出用画面へ移動します。 申込完了 申込状況の確認 ■提学金の申込を辞退 奥学金の申込を辞退する場合は、 下の「奨学金の申込の辞退」 ボタンを押してください。 ■申込内容の確認と訂正 申込内容の確認や、調入力のため 訂正する場合は、下の「申込内 容の確認・訂正」ポタンを押して ください。 スカラネット入力完了前は「個人 = 個人番号(マイナンバー)の提出等 番号(マイナンバー)の提出等」ボタ ※必ず下の「個人番号(マイナンパー)の提出等う」ボタンから個人番号提出等の 手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと遅考ができません。 ※申込後一定期間は辞退ができませんが、辞退 可能な期間になると「奨学金申込の辞退」ボタ ンを押せるようになります。 ※申込完了から一定期間が経過すると、訂正不可となる項目や訂正の際に訂正届の提出が必要となる項目があります。 ンは押せません。 ----※「個人番号(マイナンバー)の提出等」ボタンを 押すと個人番号(マイナンバー)提出用のサイトへ 移動します。 申込内容の確認・訂正 奨学金申込の辞退 マイナンバーの提出対象となる方が ■個人番号(マイナンバー)の提出等 ※必ず下の「個人番号(マイナンバー) の提出等」ボタンから個人番号提出等の 手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと遅考ができません。 未確定のため、右図のとおり「個人番 ■パスワード・メールアドレスの変更 スカラネットログイン時の/ スカフネットログイン時のパスワード・ メールアドレスを変更する場合は、下の 「パスワード・メールアドレスの変更」 ポタンを押してください。 A

号(マイナンバー)提出状況」の項目

マイナンバー提出等の手続きは、

が「―」となっています。

マイナンバー提出用画面では、あなたと生計維持者のマイナンバーを入力し、提出しますが、それをしてよい のは、奨学金を申し込むあなただけです。あなた以外の方が行うことは認められませんので、必ずあなた自身

<u>込完了後に行ってください。</u>

7. 必要情報の入力 (1) スカラネットで入力した情報の確認

パスワード・メールアドレスの変更

ログアウトする場合は、下の「ログアウト」ボタンを押してください。

ログアウト

· AL マイナンバー提出の手続きは、あなたが行います。

■ログアウト

あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の最 大3名の情報を確認します。

がマイナンバー提出の手続きを行うようにしてください。

全員の情報に誤りがない場合は、各人の「確認しました」 にチェックを付けてください。

情報に誤りがある方が1名でもいる場合は、入力を中断 し、スカラネットで情報の訂正を行ってください(39ペー ジ)。正しい情報が表示されたことを確認したら「確認しま した」にチェックを付けてください。

(2)マイナンバー提出可否の選択

※「個人番号(マイナンバー)の提出等」ボタン を押すと個人番号(マイナンバー)提出用のサイトへ移転します。

個人番号(マイナンバー)の提出等

提出对象者

申込者本人

生計維持者()

Я

個人香号(マイナンパー) 提出状況

未提出

未提出

未提

全員の情報が正しいことを確認したら、あなた、生計維 持者①及び②の各人について、マイナンバーの提出ができ るかできないかを選択します。

「提出できます」を選択した方については、後の画面で マイナンバーを入力します。

原則として「提出できます」を選択してください

「提出できません」は、やむを得ない事情がある方についてのみ選択してください。 「提出できません」を選択した方については、証明書類の提出が必要になります(28ページ)。



(2026年度給付奨学金予約採用) 36

給付奨学金の制度

Π

申込内容の確認

Ш

必要書類の準備

№ スカラネット入力

V

個人番号(マイナン

提出対象者

申込者本人 生計維持者の

生計維持者の

個人批評

申

Ⅳ スカラネット入力

マイナンバー提出用画面へのログイン・入力(続き)

(3)住民票住所の入力

あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び②の 最大3名について、「住民票に記載された住所」を入力しま す。「住民票に記載された住所」は、お住まいの市区町村で 請求できる「住民票の写し」のほか、マイナンバーカード をお持ちの場合は、そのおもて面でも確認できます。 郵便番号7桁を入力して「住所検索」ボタンを押すと、 「住所1」に住所の途中までが自動的に表示されるので、 「住所2」に住所の続きを入力します。なお、生計維持者 ①及び②については、「住民票に記載された住所」があなた と同じ場合、「申込者本人と同じ住所を自動表示する」ボタ ンを押すことで、入力を省略できます。

「個人番号提出可否」画面で「提出できません」を選択 した方については、次のように表示されます。

個人番号提出不可を選択しているため、入力不要です。

(4)マイナンバーの提出

あなた、スカラネットで入力した生計維持者①及び② の最大3名のマイナンバー12桁を入力します。

入力に先立ち、あなた、生計維持者①及び②のマイナン バーを確認するための書類を準備しておいてください。生 計維持者のマイナンバーを確認するための書類は、必ず生 計維持者の許可を得たうえで受け取ってください。

マイナンバーは、次の書類から確認できます。

- マイナンバーカードうら面
- マイナンバー記載の住民票の写し
 (お住まいの市区町村で請求)

マイナンバーは、誤りがないように、<u>各人について2回</u> <u>ずつ入力</u>します。特定個人情報保護の観点から、入力した マイナンバーは伏字になりますが、入力項目の右隣にある 「個人番号を表示」ボタンを押している間だけ、入力した マイナンバーが表示されます。

2回のマイナンバー入力後、マイナンバーを入力した全員について、<u>必ず2か所の「個人番号を表示」ボタンを押して、両方のマイナンバーが一致することを確認してください。</u>

また、<u>あなたのマイナンバーはあなたの欄に、生計維持</u> 者のマイナンバーは生計維持者の欄に、それぞれ正しく入 力されていることも必ず確認してください。



STEP1 STE 個人番号提出可否 住民票	P2 STE 住所 個人	93 斷号	STEP4 入力内容確認	STEP5 個人番号提出完了
	STEP3	個人番号		
国人留ら回回は一時休行でさなど	Ue.			
1. 登録されているあなたの情報は	以下のとおりです。			
あなたの情報				
漢字氏名		機構 太郎		
カナ氏名		キコウ タロウ		
奨学金申込時等に入力した現住		〒162-0845 東京都 新宿区 市 10番 7号	5谷本村町	
生年月日		2005年4月1日		
あなたの個人番号を入力してくた	Êさい。			
して入力してください。 個人番号 (半角数字) ⑦	例:1234 5678	9012	個人番号を表示	
確認のため、再度個人番号を入力	りしてください。			
確認用 (半角数字)	例:1234 5678	9012	個人番号を表示	
$\sim \sim \sim$	$\sim \sim$	\checkmark	\sim	\sim
前の画面に戻るときは、下の「戻る」 さい。	ボタンを押してくだ	次の画面に進みる い。	ます。下の「次へ」	ボタンを押してくださ
			次へ	•
_				
L	入力がおわった	ら「次へ」を	押してくだ	さい
※入力したマィ 押している間	イナンバーは、 だけ表示され	「個人番 [·] います。	 号を表示	」ボタンを
個人番号 (半角数字) 🕜	••••	••••	••••	個人番号を表示

確認のため、再度個人番号を入力してください

1234

5678

9101

個人番号を表

確認用 (半角数字)

給付奨学金の制度 I 申込内容の確認

Ι

VII

進学後の手続き

M

Ⅳ スカラネット入力

マイナンバー提出用画面へのログイン・入力(続き)

(5)入力内容の確認及び送信

①「個人番号提出可否」画面、②「住民票住所」画面及び
 ③「個人番号」画面で入力した情報が一覧で表示されるため、
 その内容が正しいことを確認します。(マイナンバーだけは、
 「個人番号を表示」ボタンを押して確認します。)

入力内容に誤りがある場合は、①、②、③の各欄にある 「~を訂正する」ボタンを押します。それぞれの画面に戻 り、入力した情報を訂正することが可能です。

入力内容に誤りがない場合は、画面最下部の「送信」ボタンを押します。



STEP1 個人著希提出可否	STEP2 自民黨自所	STEP3 個人當号	STEP4 入力PAITHAR	STEPS 個人著希提出来
	STEP4	入力内容	確認	
				2024年4月1日
	個人番	号提出はまだ売了していま	せんり	
あなたの入力した内容	コ以下のとおりです。			
 入力内容に相違がな 	い場合 は、ページ最下部の) 「送信」ボタン を押し	てください。	
2. 入力内容を打正する	場合 には 「内容を訂正す	る」ボタン を押してくだ	ieu,	
① - 個人番号批	出可否			۵
申込若本人		構成できま	r	
生計論時件①		調出できます	5	
生計總時費②		現出できます	26	
			① - 個人番号的	総出司否の内容を訂正する
② - 住民票住所	fr			0
申运营本人		〒162-084 東京都 新 10番 71	15 首区 市発本村町 号	
生計論時有30		〒162-084 東京都 新 10日 74	15 首区 市共本村町 号	
生計論特許②		-		
			@ - @#	発展住所の内容を訂正する
③ - 個人番号				۵
申込费本人		••••		個人番号を表示
生計論時間後		••••		個人新考を表示
生計練得費②		-		
			3 - 6	主人員号の内容を打正する
	入力内容に相違がない	書合は、下の 「送信」ポタ	シを押してください。	
		¥⊑ <i>q</i>]		
	-			

▲ 送信前に必ずご確認ください!

「送信」ボタンを押すと、入力内容の訂正はできません。 特にマイナンバーについては、<u>あなたと生計維持者のマイナンバーが逆に入力されていないか、</u> <u>お手元の書類の記載どおりに入力しているか</u>、念入りにご確認ください。

(6) マイナンバー提出等の手続き完了

「入力内容確認」画面で「送信」ボタンを押す と、マイナンバー提出等の手続きは完了です。

「個人番号提出完了」画面に移動しますので、メ インメニューに戻るか、ログアウトします。

また、画面に記載のとおり「奨学金確認書兼地方 税同意書」及び身元確認書類をととのえ、1 週間以 内に JASSO まで郵送してください。





I

N

VII

進学後の手続き

Ⅳ スカラネット入力 スカラネット入力後の訂正

8. 入力内容に誤りがあった場合

スカラネットに誤った情報を入力した場合は、再度スカラネットにログインすることで申込内容の訂正を 行うことが可能です。下表のとおり**訂正可能な項目は受付番号発行後の経過期間によって異なります**ので注 意してください。

なお、奨学金は申込時点の状況で審査・選考を行いますので、申込後に変更となった内容については、訂 正する必要はありません。

	訂正期間A	訂正期間B	
百日。訂正内容	(受付番号発行日の翌日から	(訂正期間Aの経過後から	
項日・訂正內谷	5日間)(注1)	JASSOでの審査完了まで)	
		(注2)	
あなた自身の情報・家族に関する情報等			
※申込時点で入力を誤った場合:訂正手続きが必要	訂正可	<u>一部</u> 訂正可	
申込後に変更となった場合:訂正手続き不要			
公金口座の登録	訂正可	訂正可	

(※1) 受付番号が発行された日(スカラネット入力完了日)の翌日から5日間は、すべての項目の訂正が可能です。

(※2) 訂正期間Bでは、JASSOでの審査が完了するまでの間に限り、一部項目の訂正が可能です。訂正可能な項目は、 スカラネットにログインして確認することができます。なお、訂正可能な項目でもJASSOでの審査により訂 正が認められない場合があります。

●マイナンバー提出後に生計維持者を変更又は追加した場合

生計維持者を変更又は追加した場合は、その生計維持者のマイナンバーを提出する必要があります。下図の とおり、該当者の「個人番号(マイナンバー)提出状況」の項目に「未提出(人物変更)」と表示されますの で、該当者について、<u>改めて36~38ページの手続き</u>を行ってください。

手続きが完了すると、「個人番号(マイナンバー)の提出等」ボタンは再び押せなくなり、表示も「提出済 (人物変更)」に変わります。

マイナンバーの再提出が必要となった場合は、33ページで登録したあなたのメールアドレスに、メールでお知らせします。スカラネット入力完了後も、登録したメールアドレスの削除やメール受信設定の変更はしないように ご注意ください。

■ 個人番号(マイ)	ナンバー)の提出等		■ 個人番号(マイ	インバー)の提出等
※必ず下の「個人番号(マイナンバー)の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。			*必ず の提出 手続き 示のま	Fの「個人番号(マイナンバー) 等」ボタンから個人番号提出等の としてください。「未提出」の表 ただと選考ができません。
※「個人番号(マイナンバー)の提出等」ボタンを 押すと個人番号(マイナンバー)提出用のサイト へ移動します。			※「個人番号(マイ 押すと個人番号 へ移動します。	イナンバー)の提出等」ボタンを (マイナンバー)提出用のサイト
提出対象者	個人番号(マイナンバ 一)提出状況		提出対象者	個人番号(マイナンバ 一)提出状況
申込者本人	提出済		申込者本人	提出済
生計維持者①	未提出(人物変更)		生計維持者①	提出済(人物変更)
生計維持者②	提出済		生計維持者②	提出済
個人番号(マ	イナンバー)の提出等		個人番号(5	マイナンバー)の提出等

Ι

Ш

v

申込後

VI

進学後の手続き

V 書類の提出

書類提出の注意点

1. 受付番号の記入(該当者のみ) 🦉 🗐

「受付番号」欄が存在する書類を提出する場合は、14ページにメモしておいた「受付番号」を記入します (該当者のみ)。「受付番号」欄が存在しない書類を提出する場合は、余白に14ページにメモしておいた「受 付番号」及びあなたの氏名を記入してください。

2. 書類の仕分け・封入・提出

あなたの必要な提出書類を確認し、不備がないように提出します。



 ※「奨学金確認書兼地方税同意書」の提出方法の詳細は、「「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット」(青色の 封筒)に入っている「【重要】奨学金確認書兼地方税同意書の提出方法」(説明資料)を確認してください。
 ※誤って「「奨学金確認書兼地方税同意書」を学校へ提出」したり、「学校に提出する書類をJASSOへ郵送」 したりするなど、提出先を誤った場合にはそれぞれ再提出が必要となります。

これで、申込み手続きはすべて完了です。 JASSO で審査・選考をおこない、結果を学校に送付します(結果は学校から受け取ります)。 Ⅶ 進学後の手続き

給付奨学金の制度

Π

申込内容の確認

Ш

必要書類の準備

№ スカラネット入力

V

書類の提出

Ⅵ 申込後

Ⅵ 申込後

申込内容・審査状況・選考結果の確認

1. 申込内容や審査状況の確認

申込後(受付番号発行後)にスカラネットへログインすることで 申込内容や審査状況などを確認することができます。

あなたが提出した書類の審査についての受付状況などもこちらか ら確認することができます。



スカラネットログイン用の申込IDとパスワードを忘れてしま 、った場合の対応方法については、34ページを参照してください。

2. 提出書類等に不備がある場合

あなたが提出した書類に不足や不備があった場合や、JASSOで

の審査において申告内容に疑義が確認された場合には、次のとおりJASSOからあなたへ照会します。 照会には回答期限を設けています。期限までに回答を確認できない場合・不備が解消されない場合には不 採用として結果を通知することがありますので、照会内容を確認のうえ、必ず期限までに回答を提出してく ださい。

(1)「奨学金確認書兼地方税同意書」(申込者本人の身元確認書類含む)又はマイナンバー に不備がある場合

> 不備の内容により、以下のいずれかの方法でJASSOからあなたへ直接照会を行います。照 会が来た場合は、<u>無視せず必ず対応</u>してください。

- ・郵送で照会する場合 :あなたがスカラネットで登録した現住所に対し、簡易書留で照会票を 郵送します。照会票の内容をよく読み、期限までに対応してください。
- ・電話で照会する場合 :マイナンバー提出専用コールセンター(0570-001-320)から、あ なたがスカラネットで登録した電話番号に架電します。
- ・メールで照会する場合:33ページであなたが設定したメールアドレスにメールを送信します。
 (提出したマイナンバーが誤っていた場合のみ。下記参照。)

※提出したマイナンバーが誤っていた場合

Π

JASSOは、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて、提出されたマイナンバーとその持ち主が一致するか(あなた/生計維持者のマイナンバーとして提出されたものが、本当にあなた/生計維持者のものであるか)を確認します。その結果、<u>あなたと生計維持者のマイナンバーが逆に提出されていたり、提出時にマイナンバーの入力を誤っていたりしたことが判明した場合</u>は、下図のとおり、該当者の「個人番号(マイナンバー)提出状況」の項目に「未提出(要再提出)」と表示されますので、該当者について改めて36~38ペー

<u>ジの手続き</u>を行ってください。手続きが完了すると

「個人番号(マイナンバー)の提出等」ボタンは再 び押せなくなり、表示も「提出済(再提出)」に変 わります。

マイナンバーの再提出が必要となった場合は、 33ページで登録したあなたのメールアドレスに、 メールでお知らせします。スカラネット入力完了後 も、登録したメールアドレスの削除やメール受信設 定の変更はしないようにご注意ください。

41 (2026年度給付奨学金予約採用)

 ※必ず の提出等 手続きる 示のまぎ 	Fの「個人番号(マイナンパー) 序」ボタンから個人番号提出等の をしてください。「未提出」の表 まだと選考ができません。	*必ず下 の提出等 手続きを 示のまま	の「個人番号(マイナンバー) 「ボタンから個人番号提出等の してください。「未提出」の表 だと選考ができません。
※「個人番号(マイ 押すと個人番号) へ移動します	(ナンバー) の提出等」ボタンを (マイナンバー) 提出用のサイト	※「個人番号(マイ 押すと個人番号(へ移動します。	ナンバー)の提出等」ボタンを マイナンバー)提出用のサイト
· 41>300 (dr. 9 *		-1/3//000//8	
提出対象者	個人番号(マイナンバ 一) 提出状況	提出対象者	個人番号(マイナンバ 一)提出状況
提出対象者	個人番号(マイナンバ 一) 提出状況 選出済	提出対象者	個人番号(マイナンバ 一)提出状況 提出済
提出対象者 申込者本人 生計維持者①	 個人番号(マイナンバ 一)提出状況 提出承 未提出(要将投出) 	提出対条者 申込者本人 生計維持者①	個人番号(マイナンバ 一)提出状況 提出済 提出済(再提出)



Π

申込内容の確認

Ш

Ι

N

M

申込後

Π

申込内容の確認

Ш

必要書類の準備

N

スカラネット入力

V

書類の提出

V

申込後

Ⅵ申込後 申込内容・審査状況・選考結果の確認(続き)

(2)「奨学金確認書兼地方税同意書」以外の書類に不備がある場合やスカラネット申告内容 に疑義がある場合



JASSOから奨学金を申し込んだ高等専門学校に照会票を郵送します。不足している書 類等を案内しますので、高等専門学校より受け取った照会票に記載の書類をととのえて期 限までに提出してください。

3. 選考結果の確認

あなたのスカラネットでの申告内容や提出書類について審査を行い、選考できる状態になった人から順次 選考を行います。

なお、提出された書類等に不備がある場合には、結果の通知時期が大幅に遅れることがありますので、あ らかじめご留意ください。

「採用候補者決定通知」は進学時の手続きに必要になりますので、紛失しないよう厳重に保管してください。

(1) 選考結果の通知時期

奨学金の申込時期により異なりますので、学校へ確認してください。

(2) 選考結果の確認方法

予約採用の申込みを行った高等専門学校を通して「採用候補者決定通知」又は「選考結果通知」を交付し ます。また、スカラネットから選考結果を確認することもできます。

(3) 誤って「採用候補者決定通知」を紛失してしまった場合

高等専門学校を通して交付する「採用候補者決定通知」の再発行はできません。

ただし、スカラネットから簡易版の通知を印刷することができますので、万が一紛失してしまった人はス カラネットから簡易版の印刷を行い、進学先等での手続きに利用してください。

奨学金が不要になった場合

決定した奨学金は必ず利用しなければならない訳ではありません。奨学金を利用しない場合、進学時の手続きを行わなければ辞退したものとして扱います。

※奨学金を辞退する場合であっても一度提出された書類の返却はできませんので、あらかじめご了承ください。

VI

[※]提出先は照会票にてご案内します。なお、「奨学金確認書兼地方税同意書」とは提出先が異なります。 誤った提出先に郵送した場合、書類の再提出が必要となります。

Ⅲ 進学後の手続き ①申込みから支給終了までの流れ



入学した際に再度給付奨学金に申し込むことはできませんのでご注意ください。

Π

申込内容の確認

Ш

必要書類の準備

N

スカラネット入力

V

書類の提出

M

申込後

VII

進学後の手続き

Π

申込内容の確認

Ш

必要書類の準備

N

スカラネット入力

V

書類の提出

V

申込後

Ⅲ 進学後の手続き ②進学後の手続き

奨学生に採用になった後も、必要な手続きがあります。

あなたが必要な手続きを理解し、定められた期間内に手続きを行ってください。

手続きが遅くなった場合や手続きをしなかった場合は、支給が止まったり、支給を受ける資格を失うことが あります。

1.「進学届」の提出

進学後(2026年4月以降)、インターネット(スカラネット)より「進学届」を提出します(詳細は、採 用候補者となった人にお知らせします)。自宅外月額の支給を受ける人は、「自宅外通学」であることの証明 書類を進学先に提出します。



①期限内に「進学届」を提出しなければ奨学生として採用されず、採用候補者の権利を失います。

②自宅外月額の振込みは「自宅外通学」である証明書類(アパートの賃貸借契約書のコピー等)を提出し、不備なく 審査終了した後になります。なお、反映月に「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

2. 適格認定(家計)【毎年】

奨学金支給期間中、毎年、あなたと生計維持者の住民税情報(申込時に提出したマイナンバーにより取得) や、あなたが報告した資産額が、家計基準(5~6ページ)を満たしているかをJASSOが確認します。

①確認の結果、支援区分が見直されることにより、10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることが あります。

②事情により申込時にマイナンバーを提出できない人は、申込時に加え、支給期間中も毎年、収入に関する証明書類 等を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

3. 適格認定(学業成績等)【毎年】

在学校により学年末(高等専門学校及び2年制以下の課程は学年の半期ごと)に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果がJASSOに報告されます。



次のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給が打ち切られます(学業成績が著しく不振となった場合や、懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります)。

- ① 退学・除籍・停学(無期又は3か月以上)の処分を受けた場合
- ② 次ページの表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

Ш進学後の手続き ②進学後の手続き(続き)

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	 次の各号のいずれかに該当すること(災害・傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く)。 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数(単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。下記に示す「警告」の区分において同じ。)の合計数が標準単位数の6割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が6割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(下記に示す「停止」の区分に該当するものを除く)。
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(2回目の警告が「警告」の区分の2. に掲げる基準のみに該当することによる場合に限り、連続して3回該当する場合を除く)。
警告	 次の各号のいずれかに該当すること(災害・傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く)。 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること(上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く)。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 (次のア、イに該当する場合を除く) ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準であること。 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

※修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

※「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、<u>災害・傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合に</u> は、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません。

4. 在籍報告【毎年】

在籍状況や通学形態などの申告内容について、定期的(毎年4月)にインターネット(スカラネット・パ ーソナル)を通じて報告する必要があります。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まり ます。追って報告することで支給が再開されますが、止まっていた期間については当初の支給月数から減 じられることがありますので、入力準備用紙等を確認のうえ、提出期限内に報告するようにしてください。

認定の取り消し

給付奨学生として採用後は、自己都合により採用を取り消すことはできません。 ただし、給付奨学金と併給不可の他団体奨学金等に採用された場合は認定の取り消しを願い出るこ とができます。なお、採用後、申込情報に誤りがあると判明した場合には、認定を取り消すことがあ ります。

Ι

Ш

VI

Ш

申込後

M

参考資料

授業料等の減免について

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。

申請~認定まで

1. 申請時期

原則、毎年春(4月~)及び秋(9月~)に学校で募集を行います。申請時期や申請方法は学校で定めているため、進学後、進学先の学校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

<u>2. 対象校</u>

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです(3ページ)。

3. 減免額(年額)

あなたと生計維持者の所得金額に基づく区分(第 I ~ IV区分:詳細は5ページ)に応じて、学校の設置者 (国公立・私立)及び学校種等により定まる47ページの表の金額が授業料等減免の上限額(年額)となり ます。

なお、多子世帯の場合、世帯の所得金額に関係なく第I区分と同等の金額が免除されます。

4. 支援対象者の要件(基準)

給付奨学金の選考要件(基準)と同じです(5~6ページ)。

なお、あなたが多子世帯に属している場合、資産基準は「あなたと生計維持者の資産額の合計が3億円未満 であること」となります。

5. 申請手順

進学先の指定する方法により申請します。

認定後の手続き

1. 適格認定(家計)【毎年】

支援期間中、毎年、家計基準(5~6ページ)による支援区分の見直しを行います。 ※給付奨学金の適格認定と同じです(44ページ)。

見直しの結果、授業料減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

2. 適格認定(学業成績等)【毎年】

在学校で、学業成績などの基準に関する判定を行います。判定の結果授業料減免の支援が打ち切られること があります。

打ち切りの基準は給付奨学金と授業料等減免で同じです(44~45ページ)。

【授業料等減免の上限額(年額)】

学校種・世帯の所得金額に其づく区分		国公立		私立		
- 子攸裡•世帝0	子校権・世帯の所特金額に基プト区力		入学金	授業料	入学金	授業料
	第I区分		84,600 円	234,600 円	130,000円	700,000 円
	第Ⅱ区分		56,400 円	156,400 円	86,700円	466,700円
高等専門学校 (4~5年生)	第Ⅲ区分		28,200 円	78,200 円	43,400 円	233,400 円
	第Ⅳ区分	理工農系	 支援なし	 支援なし	43,400 円	233,400 円
	多子世帯		84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
	第I区分		282,000 円 (141,000 円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)
	第Ⅱ区分	第Ⅱ区分		357,200 円 (178,600 円)	173,400円 (93,400円)	466,700円 (240,000円)
大学	第Ⅲ区分		94,000 円 (47,000 円)	178,600円 (89,300円)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)
	多子世帯		282,000 円 (141,000 円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)
	第I区分		169,200 円 (84,600 円)	390,000 円 (195,000 円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)
	第Ⅱ区分		112,800円 (56,400円)	260,000 円 (130,000 円)	166,700 円 (113,400 円)	413,400円 (240,000円)
短期大学	第Ⅲ区分		56,400 円 (28,200 円)	130,000円 (65,000円)	83,400 円 (56,700 円)	206,700円 (120,000円)
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	62,500 円 (42,500 円)	155,000円 (90,000円)
	多子世帯		169,200 円 (84,600 円)	390,000 円 (195,000 円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)
	第I区分		70,000 円 (35,000 円)	166,800 円 (83,400 円)	160,000 円 (140,000 円)	590,000円 (390,000円)
	第Ⅱ区分		46,700 円 (23,400 円)	111,200 円 (55,600 円)	106,700 円 (93,400 円)	393,400円 (260,000円)
専修学校 (専門課程)	第Ⅲ区分		23,400 円 (11,700 円)	55,600 円 (27,800 円)	53,400 円 (46,700 円)	196,700円 (130,000円)
	第Ⅳ区分	理工農系	支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	40,000円 (35,000 円)	147,500円
	多子世帯		70,000 円 (35,000 円)	166,800円 (83,400円)	160,000 円 (140,000 円)	590,000 円 (390,000 円)

(※1)入学後に「入学金」の減免を申請する場合は、入学後3か月以内に在学校に減免申請を行い、認定を受けた学生 が対象です。カッコ内は、夜間制の減免額です。

(※2)私立の大学、短大、専門学校の通信課程における入学金減免上限額(一回限り支給)は30,000円、授業料減免 上限額(年額)は130,000円です(なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信 課程は現在開講されていません)。

(※3)独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

(※4)多子世帯に該当する場合は、第 I 区分と同等の免除を受けることができます。

マイナンバー代用書類提出台紙 (JASSO 審査用)				
この様式は、2025年1月1日時点で海外に居住しており、日本国内で住民税が課税されてい ない人や、事情があってマイナンバーを提出できない人が、マイナンバーで取得する情報の代わり に必要となる証明書類を提出する場合に使用します。 <u>※奨学金を希望する人は、マイナンバーを提出できない場合であっても、全員、「奨学金確認書兼地</u> <u>方税同意書」の提出が必要です。</u> (28ページ)。				
受付番号	- 1 0 1 -			
申込者の氏名				
マイナンバーを提出で きない人 ✔ (チェック)して生 計維持者の氏名を記入	 パイナンバーを提出で きない人 マイナンバーの代用書類 提出書類 (28~30ページで該当するものを確認) チェック覧 			
	「令和7年度 課税(所得)証明書」 又は「令和7年度 非課税証明書」			
□申込者本人	「生活保護受給証明書」 □ 海外 「海外居住者のための収入等申告書」※ □ 居住 「ケル収集 の申録目 第書 」 □			
□生計維持者①	「中収寺の実績計算書」【様式②】 □ 「令和7年度 課税(所得)証明書」 □ 又は「令和7年度 非課税証明書」 □			
<u>氏名:</u>	「生活保護受給証明書」 □ 海外 「海外居住者のための収入等申告書」※ □ 居住 「年収等の実績計算書」【様式の】 □			
□生計維持者②	「令和7年度 課税(所得)証明書」 □ 「令和7年度 非課税証明書」 □			
氏名:				

I

I I V

I.

1

X

.

1

【キリトリ】

1

1

I V I I

L

※「海外居住者のための収入等申告書」については、1枚の様式に全員分の収入等を申告いただいてかまいません。JASSOホームページよりダウンロードして作成してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/mynumber/kaigaikyoju.html



参考資料

Ι

給付奨学金の制度

Π

申込内容の確認

Ш

必要書類の準備

№ スカラネット入力

∨ 書類の提出

Ⅵ 申込後

Ⅶ 進学後の手続き

様式集



X

X

Т L

【キリトリ】

Т

X

X

年収等の実績計算書

(日本寒 ()224() 2025年1月1日時点で日本国内に住民登録がなかった等により、「令和7年度課税(所得)証 明書」又は「令和7年度非課税証明書」を取得・提出できない人は、この様式と証明書類のコピー、 「海外居住者のための収入等申告書」の提出が必要です。 Ο 1 1 申込者氏名 対象者氏名 (3) 収入月 □ 給与収入 ※(1)で選択した収入項目の該当月を〇で囲む □ 年金収入 2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 収入分類 □ 給与・年金以外の所得 ※該当に✔ □ 無収入 (4) 金額 (2) 会社名等 (通貨単位:) (3) 収入月 □ 給与収入 ※(1)で選択した収入項目の該当月を〇で囲む □ 年余収入 2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 収入分類 給与・年金以外の所得 ※該当に✔ □ 無収入 (2) 会社名等 (4) 金額 (通貨単位: (3) 収入月 □ 給与収入 ※(1)で選択した収入項目の該当月を〇で囲む □ 年金収入 2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 収入分類 給与・年金以外の所得 ※該当に✔ □ 無収入 (4) 金額 (2) 会社名等 (通貨単位:) (3) 収入月 ※(1)で選択した収入項目の該当月を〇で囲む □ 給与収入 □ 年金収入 2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 収入分類
 給与・年金以外の所得

 ※該当に✓ □ 無収入 (2) 会社名等 (4) 金額 (通貨単位: <海外居住者のための追加書類チェックリスト> 今一度29~30ページも確認しましょう! □ 「年収等の実績計算書【様式②】」(本様式)に記入漏れはありませんか。

- □ 収入に関する証明書類(年収証明書、給与明細書又は帳簿等)のコピーは用意しましたか。 ※複数の収入がある場合、それぞれに該当するすべての証明書類を提出してください。 ※無収入の場合、無収入を証明する書類が必要です。
- □ 日本語以外の言語の場合、和訳を作成しましたか。
- □ ホームページより、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」をダウンロードし 必要項目を入力したものを印刷しましたか。
- □ 扶養等の証明書類及び障がい者控除の証明書類(該当者のみ)は用意しましたか。
- ※「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」と世帯構成に関する書類(海外居住、国内 居住に関わらず、)のご提出がなければ、多子世帯に該当するかどうかの判定はできません。忘れ ずにご提出ください。

Ш

必要書類の準備

№ スカラネット入力

V

書類の提出

受付

番号

(1)

(1)

(1)

(1)

1

2

3

(4)

Ι

給付奨学金の制度

年収等の実績計算書【様式②】の記入例

記入方法 (<u>記入例</u> も併せて確認して	ください)
-----------------------------------	-------

(1)「収入分類」欄にあてはまるもの1つに√をつけてください。

- ※「給与・年金以外の所得」には、事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得等が該当します。
- (2)「会社名」欄に、(3) 収入月において勤務していた(事業を営んでいた)会社名等を記入してください。就労していない 等により無収入であった場合は「無収入」と記入してください。
- (3)「収入月」欄には(1)の収入があった月、又は無収入であった月に〇をつけてください。〇をつけた期間の証明書類を すべて提出してください(外国語の書類の場合には簡単な日本語訳をつけてください)。
 - ・給与→2024年1月~12月の給与明細書 又は勤務先が発行する2024年の年収証明書等 (みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明が必要です)
 - ・年金→2024年の1年間の受給金額が分かる通知書 等(年金証書等月額が分かるもの)
 - ・給与・年金以外の所得→2024年1月~12月の帳簿 等
 - ・無収入→居住国の公的機関が発行する2024年の1年間の無収入証明書 等
 ※無収入である期間が1年未満の場合は、月単位で無収入と分かる証明書が必要です。
 ※無収入の場合で無収入であることの証明ができない場合は申し込むことができません。
- (4)「金額」欄に合計額を記入し、現地の通貨単位を記入してください。
 - ・給与収入・・・給与支払額(税の控除前)の合計を記入(賞与を含む)
 - ・年金収入・・・年金支給額の合計を記入
 - ・給与・年金以外の所得・・・所得(二売上一経費)の合計を記入

記入例 12024年1月~12月・・・・・株式会社〇〇自動車より日本円での給与収入があった 22024年10月~12月・・・・・〇〇Motor Co. LtdよりUSドルでの給与収入があった					
1	(1) 収入分類 ※該当に✔	 ✓ 給与収入 □ 年金収入 □ 給与・年金以外の所得 □ 無収入 	(3)収入月 ** (1) で選択した収入項目の該当月をOで囲む 2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ○		
	(2)会社名	等 株式会社〇〇自動車	(4)金額 8,512,448 (通貨単位:日本円) 収入月に		
2	(1) 収入分類 ※該当に✔	 ✓ 給与収入 □ 年金収入 □ 給与・年金以外の所得 □ 無収入 	(3)収入月 *(1) で選択した収入項目の該当月をOで囲む 2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月		
	(2) 会社名	等 OO Motor Co. Ltd	(4)金額 20,000 (通貨単位:USD)		
	<u>記入した収</u> 以下の	<u>入月の</u> 給与明細書のコピ ような場合は <mark>各月の収</mark>	ー」の提出が必要です。		
3	(1) 収入分類 ※該当に✔	 ✓ 給与収入 □ 年金収入 □ 給与・年金以外の所得 □ 無収入 	(3)収入月 ** (1) で選択した収入項目の該当月をOで囲む 2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月		
	(2) 会社名	等 株式会社〇〇自動車	(4)金額 8,512,448 (通貨単位: 日本円)		
4	(1)収入分類※該当に✓	 □ 給与収入 □ 年金収入 □ 給与・年金以外の所得 □ 無収入 	(3)収入月 ** (1) で選択した収入項目の該当月をOで囲む 2024年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月		
	(2) 会社名	等	(4)金額 (通貨単位:)		
1月~9月の各月の収入状況が空白となっており、 空白となっている月の収入状況を確認できない。					

Ι

給付奨学金の制度

Π

申込内容の確認

Ш

必要書類の準備

N

スカラネット入力

V

書類の提出

M

申込後

M

進学後の手続き

~ご客内~

<u>ホームページの便利なコンテンツ</u>

● 進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送る ための収支を試算できる便利なシミュレーションツールです。



奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できる Q&A サイトです。 お電話でのお問合せの前に、是非ご活用ください。



申込みに関するお問合せ先



奨学金制度や手続きに関する一般的なお問合せに関する相談窓口です。

0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通) 月曜日~金曜日 9時00分~20時00分(土・日・祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

インターネットからのマイナンバーの提出や「奨学金確認書兼地方税同意書」の作成・提出に関する お問合せ先です。

0570-001-320 (ナビダイヤル・全国共通) ナビダイヤル・ 全国共通) 月曜日~金曜日 9時00分~18時00分(土・日・祝日・年末年始を除く)

【申込情報の保護について】

申込み及びマイナンバーの提出は、インターネット(スカラネット)により行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(※)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局…ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対し てデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金支給業務及び奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での 授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法 人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。